

旧 令和4年版	新 朱書き 修正	改定主旨・根拠
<p data-bbox="308 512 1121 575">電気通信設備工事共通仕様書</p> <p data-bbox="587 1220 848 1272">令和4年版</p> <p data-bbox="427 1570 1003 1709">国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室</p>	<p data-bbox="1584 512 2398 575">電気通信設備工事共通仕様書</p> <p data-bbox="1863 1220 2125 1272">令和5年版</p> <p data-bbox="1703 1570 2279 1709">国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室</p>	

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">電気通信設備工事共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>24. 電子納品</p> <p>電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>26. 書面</p> <p>書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したもののも有効とする。</p> <p>工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</p> <p>1-1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>2. 設計図書の照査</p> <p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明</p>	<p style="text-align: center;">電気通信設備工事共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>24. 電子納品</p> <p>電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p style="color: red;">納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p style="color: red;">なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>26. 書面</p> <p>書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。</p> <p>1-1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>2. 設計図書の照査</p> <p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明</p>	<p>土木工事共通仕様書に整合</p> <p style="color: red;">誤記訂正</p> <p>土木工事共通仕様書に整合</p>

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>ただし、設計図書^①の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</p> <p>1-1-1-4 施工計画書</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 指定機械 (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。） (8) 施工管理計画 (9) 安全管理 (10) 緊急時の体制及び対応 (11) 交通管理 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15) その他 	<p>または資料^②の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>ただし、設計図書^①の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</p> <p>1-1-1-4 施工計画書</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 指定機械 (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。） (8) 施工管理計画 (9) 安全管理 (10) 緊急時の体制及び対応 (11) 交通管理 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15) 法定休日・所定休日（週休二日の導入） (16) その他 	<p>誤記訂正</p> <p>土木工事共通仕様書に整合</p>

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>1-1-1-7 工事用地等の使用</p> <p>1. 維持・管理</p> <p>受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意により維持・管理するものとする。</p> <p>2. 用地の確保</p> <p>設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>3. 第三者からの調達用地</p> <p>受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>1-1-1-13 調査・試験に対する協力</p> <p>6. NETIS</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について（平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国営施第17号、国総公第141号）」による必要な措置をとるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第、活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不</p>	<p>1-1-1-7 工事用地等の使用</p> <p>1. 維持・管理</p> <p>受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。</p> <p>2. 用地の確保</p> <p>設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>3. 第三者からの調達用地</p> <p>受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>1-1-1-13 調査・試験に対する協力</p> <p>6. NETIS</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和2年7月1日、国官総第20号、国官技第41号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について（令和4年4月1日、国官総第185号、国官技第391号、国営施第19号、国総公第252号）」による必要な措置をとるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第、活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p style="color: red;">土木工事共通仕様書に整合</p> <p style="color: red;">土木工事共通仕様書に整合</p> <p style="color: red;">土木工事共通仕様書に整合</p> <p style="color: red;">土木工事共通仕様書に整合</p>

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査票の提出を要しない。</p> <p>(2) 受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第、活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>1-1-1-14 工事の一時中止</p> <p>2. 発注者の中止権</p> <p>発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止を命ずることができるものとする。</p> <p>1-1-1-19 建設副産物</p> <p>4. 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>(2) 受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第、活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>1-1-1-14 工事の一時中止</p> <p>2. 発注者の中止権</p> <p>発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。</p> <p>1-1-1-19 建設副産物</p> <p>4. 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>	<p>誤記訂正</p> <p>土木工事共通仕様書に整合</p> <p>土木工事共通仕様書に整合</p> <p>土木工事共通仕様書に整合</p> <p>土木工事共通仕様書に整合</p> <p>土木工事共通仕様書に整合</p>

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>1-1-1-21 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成通知書の提出</p> <p>受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 検査日の通知</p> <p>発注者は、工事検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p>4. 検査内容</p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ</p> <p>(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等</p>	<p>1-1-1-21 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成通知書の提出</p> <p>受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>3. 検査日の通知</p> <p>発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p>4. 検査内容</p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ</p> <p>(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等</p> <p>(3) 週休二日の履行状況</p>	<p>土木工事共通仕様書に整合</p>
<p>1-1-1-24 施工管理</p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。</p> <p>また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について(昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達)、河川工事等の工事看板の取扱いについて(令和2年2月21日付け 国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号 水管理・国土保全局 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達)によるものとする。</p>	<p>1-1-1-24 施工管理</p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。</p> <p>また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について(昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号 道路局路政課長、国道・防災課長通達)、河川工事等の工事看板の取扱いについて(令和3年5月27日付け 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達)によるものとする。</p>	<p>土木工事共通仕様書に整合</p>

旧 令和4年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

1-1-1-31 環境対策

6. 排出ガス対策型建設機械

表1-1-2 トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械

機種	備考
トンネル工事中用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン (エンジン出力30kW以上～260kW以下)を 搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排 出ガス基準が定められている自動車の種 別で、有効な自動車検査証の交付を受け ているものは除く。

8. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が可能ない場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって**協議**することができる。

9. 特定調達品目

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号、「グリーン購入法」という。）第2条

1-1-1-26 週休二日の対応

受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。

1-1-1-32 環境対策

6. 排出ガス対策型建設機械

表1-1-2 トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械

機種	備考
トンネル工事中用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン (エンジン出力30kW以上260kW以下)を搭 載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排 出ガス基準が定められている 大型特殊自 動車及び小型特殊自動車以外の 自動車の 種別で、有効な自動車検査証の交付を受け ているものは除く。

8. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規**程**（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が可能ない場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって**協議**することができる。

9. 特定調達品目

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号、「グリーン購入法」という。）第2条

土木工事共通仕様書に整合

以降項番繰り下がり

土木工事共通仕様書に整合

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																																								
<p>に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達に関する基本方針における公共工事の配慮事項(資材(材料及び機材を含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること)に留意すること。</p>	<p>に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</p>	<p>土木工事共通仕様書に整合</p>																																								
<p>1-1-1-33 交通安全管理</p> <p>14. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>1-1-1-34 交通安全管理</p> <p>14. 通行許可等</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>土木工事共通仕様書に整合</p>																																								
<p>1-1-1-35 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は、以下に示すとおりである。</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 会計法</td><td>(令和元年5月改正 法律第16号)</td></tr> <tr><td>(2) 建設業法</td><td>(令和3年5月改正 法律第48号)</td></tr> <tr><td>(3) 下請代金支払遅延等防止法</td><td>(平成21年6月改正 法律第51号)</td></tr> <tr><td>(4) 労働基準法</td><td>(令和2年3月改正 法律第14号)</td></tr> <tr><td>(5) 労働安全衛生法</td><td>(令和元年6月改正 法律第37号)</td></tr> <tr><td>(6) 作業環境測定法</td><td>(令和元年6月改正 法律第37号)</td></tr> <tr><td>(7) じん肺法</td><td>(平成30年7月改正 法律第71号)</td></tr> <tr><td>(8) 雇用保険法</td><td>(令和3年6月改正 法律第58号)</td></tr> <tr><td>(9) 労働者災害補償保険法</td><td>(令和2年6月改正 法律第40号)</td></tr> <tr><td>(10) 健康保険法</td><td>(令和3年6月改正 法律第66号)</td></tr> </table>	(1) 会計法	(令和元年5月改正 法律第16号)	(2) 建設業法	(令和3年5月改正 法律第48号)	(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)	(4) 労働基準法	(令和2年3月改正 法律第14号)	(5) 労働安全衛生法	(令和元年6月改正 法律第37号)	(6) 作業環境測定法	(令和元年6月改正 法律第37号)	(7) じん肺法	(平成30年7月改正 法律第71号)	(8) 雇用保険法	(令和3年6月改正 法律第58号)	(9) 労働者災害補償保険法	(令和2年6月改正 法律第40号)	(10) 健康保険法	(令和3年6月改正 法律第66号)	<p>1-1-1-36 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は、以下に示すとおりである。</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 会計法</td><td>(令和元年5月改正 法律第16号)</td></tr> <tr><td>(2) 建設業法</td><td>(令和3年5月改正 法律第48号)</td></tr> <tr><td>(3) 下請代金支払遅延等防止法</td><td>(平成21年6月改正 法律第51号)</td></tr> <tr><td>(4) 労働基準法</td><td>(令和2年3月改正 法律第14号)</td></tr> <tr><td>(5) 労働安全衛生法</td><td>(令和元年6月改正 法律第37号)</td></tr> <tr><td>(6) 作業環境測定法</td><td>(令和元年6月改正 法律第37号)</td></tr> <tr><td>(7) じん肺法</td><td>(平成30年7月改正 法律第71号)</td></tr> <tr><td>(8) 雇用保険法</td><td>(令和4年3月改正 法律第12号)</td></tr> <tr><td>(9) 労働者災害補償保険法</td><td>(令和2年6月改正 法律第40号)</td></tr> <tr><td>(10) 健康保険法</td><td>(令和3年6月改正 法律第66号)</td></tr> </table>	(1) 会計法	(令和元年5月改正 法律第16号)	(2) 建設業法	(令和3年5月改正 法律第48号)	(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)	(4) 労働基準法	(令和2年3月改正 法律第14号)	(5) 労働安全衛生法	(令和元年6月改正 法律第37号)	(6) 作業環境測定法	(令和元年6月改正 法律第37号)	(7) じん肺法	(平成30年7月改正 法律第71号)	(8) 雇用保険法	(令和4年3月改正 法律第12号)	(9) 労働者災害補償保険法	(令和2年6月改正 法律第40号)	(10) 健康保険法	(令和3年6月改正 法律第66号)	<p>土木工事共通仕様書に整合</p>
(1) 会計法	(令和元年5月改正 法律第16号)																																									
(2) 建設業法	(令和3年5月改正 法律第48号)																																									
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)																																									
(4) 労働基準法	(令和2年3月改正 法律第14号)																																									
(5) 労働安全衛生法	(令和元年6月改正 法律第37号)																																									
(6) 作業環境測定法	(令和元年6月改正 法律第37号)																																									
(7) じん肺法	(平成30年7月改正 法律第71号)																																									
(8) 雇用保険法	(令和3年6月改正 法律第58号)																																									
(9) 労働者災害補償保険法	(令和2年6月改正 法律第40号)																																									
(10) 健康保険法	(令和3年6月改正 法律第66号)																																									
(1) 会計法	(令和元年5月改正 法律第16号)																																									
(2) 建設業法	(令和3年5月改正 法律第48号)																																									
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)																																									
(4) 労働基準法	(令和2年3月改正 法律第14号)																																									
(5) 労働安全衛生法	(令和元年6月改正 法律第37号)																																									
(6) 作業環境測定法	(令和元年6月改正 法律第37号)																																									
(7) じん肺法	(平成30年7月改正 法律第71号)																																									
(8) 雇用保険法	(令和4年3月改正 法律第12号)																																									
(9) 労働者災害補償保険法	(令和2年6月改正 法律第40号)																																									
(10) 健康保険法	(令和3年6月改正 法律第66号)																																									

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和5年 3月

旧 令和4年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
(11)	中小企業退職金共済法	(令和2年6月改正 法律第40号)	(11)	中小企業退職金共済法	(令和2年6月改正 法律第40号)	諸法令の改定に伴う変更
(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和2年3月改正 法律第14号)	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和4年3月改正 法律第12号)	
(13)	出入国管理及び難民認定法	(令和3年6月改正 法律第69号)	(13)	出入国管理及び難民認定法	(令和3年6月改正 法律第69号)	
(14)	道路法	(令和3年3月改正 法律第9号)	(14)	道路法	(令和3年3月改正 法律第9号)	
(15)	道路交通法	(令和2年6月改正 法律第36号)	(15)	道路交通法	(令和4年4月改正 法律第32号)	
(16)	道路運送法	(令和2年3月改正 法律第5号)	(16)	道路運送法	(令和2年3月改正 法律第5号)	
(17)	道路運送車両法	(令和3年5月改正 法律第37号)	(17)	道路運送車両法	(令和4年3月改正 法律第4号)	
(18)	砂防法	(平成25年11月改正 法律第76号)	(18)	砂防法	(平成25年11月改正 法律第76号)	
(19)	地すべり等防止法	(平成29年6月改正 法律第45号)	(19)	地すべり等防止法	(平成29年6月改正 法律第45号)	
(20)	河川法	(令和3年5月改正 法律第31号)	(20)	河川法	(令和3年5月改正 法律第31号)	
(21)	海岸法	(平成30年12月改正 法律第95号)	(21)	海岸法	(令和4年3月改正 法律第7号)	
(22)	港湾法	(令和2年6月改正 法律第49号)	(22)	港湾法	(令和2年6月改正 法律第49号)	
(23)	港則法	(令和3年6月改正 法律第53号)	(23)	港則法	(令和3年6月改正 法律第53号)	
(24)	漁港漁場整備法	(平成30年12月改正 法律第95号)	(24)	漁港漁場整備法	(平成30年12月改正 法律第95号)	
(25)	下水道法	(令和3年5月改正 法律第31号)	(25)	下水道法	(令和4年5月改正 法律第44号)	
(26)	航空法	(令和3年6月改正 法律第65号)	(26)	航空法	(令和4年6月改正 法律第62号)	
(27)	公有水面埋立法	(平成26年6月改正 法律第51号)	(27)	公有水面埋立法	(平成26年6月改正 法律第51号)	
(28)	軌道法	(令和2年6月改正 法律第41号)	(28)	軌道法	(令和2年6月改正 法律第41号)	
(29)	森林法	(令和2年6月改正 法律第41号)	(29)	森林法	(令和2年6月改正 法律第41号)	
(30)	環境基本法	(令和3年5月改正 法律第36号)	(30)	環境基本法	(令和3年5月改正 法律第36号)	
(31)	火薬類取締法	(令和元年6月改正 法律第37号)	(31)	火薬類取締法	(令和元年6月改正 法律第37号)	
(32)	大気汚染防止法	(令和2年6月改正 法律第39号)	(32)	大気汚染防止法	(令和2年6月改正 法律第39号)	
(33)	騒音規制法	(平成26年6月改正 法律第72号)	(33)	騒音規制法	(平成26年6月改正 法律第72号)	
(34)	水質汚濁防止法	(平成29年6月改正 法律第45号)	(34)	水質汚濁防止法	(平成29年6月改正 法律第45号)	
(35)	湖沼水質保全特別措置法	(平成26年6月改正 法律第72号)	(35)	湖沼水質保全特別措置法	(平成26年6月改正 法律第72号)	
(36)	振動規制法	(平成26年6月改正 法律第72号)	(36)	振動規制法	(平成26年6月改正 法律第72号)	
(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和元年6月改正 法律第37号)	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和元年6月改正 法律第37号)	
(38)	文化財保護法	(令和3年4月改正 法律第22号)	(38)	文化財保護法	(令和3年4月改正 法律第22号)	
(39)	砂利採取法	(平成27年6月改正 法律第50号)	(39)	砂利採取法	(平成27年6月改正 法律第50号)	

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和5年 3月

旧 令和4年版		新 朱書き修正	改定主旨・根拠
(40) 電気事業法	(令和2年6月改正 法律第49号)	(40) 電気事業法 (令和4年6月改正 法律第74号)	
(41) 電気用品安全法	(平成26年6月改正 法律第72号)	(41) 消防法 (令和3年5月改正 法律第36号)	
(42) 電気工事士法	(平成26年6月改正 法律第72号)	(42) 測量法 (令和元年6月改正 法律第37号)	
(43) 消防法	(令和3年5月改正 法律第36号)	(43) 建築基準法 (令和4年5月改正 法律第55号)	
(44) 測量法	(令和元年6月改正 法律第37号)	(44) 都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号)	
(45) 建築基準法	(令和3年5月改正 法律第44号)	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	
(46) 都市公園法	(平成29年5月改正 法律第26号)	(46) 土壌汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号)	
(47) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(令和3年5月改正 法律第37号)	(47) 駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号)	
(48) 土壌汚染対策法	(平成29年6月改正 法律第45号)	(48) 海上交通安全法 (令和3年6月改正 法律第53号)	
(49) 駐車場法	(平成29年5月改正 法律第26号)	(49) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)	
(50) 電波法	(令和3年3月改正 法律第19号)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和3年5月改正 法律第43号)	
(51) 有線電気通信法	(平成27年5月改正 法律第26号)	(51) 船員法 (令和3年6月改正 法律第75号)	
(52) 電気通信事業法	(令和2年5月改正 法律第30号)	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号)	
(53) 放送法	(令和元年6月改正 法律第23号)	(53) 船舶安全法 (令和3年5月改正 法律第43号)	
(54) 海上交通安全法	(令和3年6月改正 法律第53号)	(54) 自然環境保全部 (平成31年4月改正 法律第20号)	
(55) 海上衝突予防法	(平成15年6月改正 法律第63号)	(55) 自然公園法 (令和3年5月改正 法律第29号)	
(56) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(令和3年5月改正 法律第43号)	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	
(57) 船員法	(令和3年6月改正 法律第75号)	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第36号)	
(58) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号)		(58) 河川法施行法抄 (平成11年12月改正 法律第160号)	
(59) 船舶安全法	(令和3年5月改正 法律第43号)	(59) 技術士法 (令和元年6月改正 法律第37号)	
(60) 自然環境保全部	(平成31年4月改正 法律第20号)	(60) 漁業法 (令和3年5月改正 法律第47号)	
(61) 自然公園法	(令和3年5月改正 法律第29号)	(61) 空港法 (令和4年6月改正 法律第62号)	
(62) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和3年5月改正 法律第37号)	(62) 計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)	
(63) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(令和3年5月改正 法律第36号)	(63) 厚生年金保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	
(64) 河川法施行法 抄	(平成11年12月改正 法律第160号)	(64) 航路標識法 (令和3年6月改正 法律第53号)	
(65) 技術士法	(令和元年6月改正 法律第37号)	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和4年5月改正 法律第46号)	
(66) 漁業法	(令和3年5月改正 法律第47号)		

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和5年 3月

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
(67) 空港法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(66) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)	
(68) 計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)	(67) 職業安定法 (令和4年3月改正 法律第12号)	
(69) 厚生年金保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	(68) 所得税法 (令和4年6月改正 法律第71号)	
(70) 航路標識法 (令和3年6月改正 法律第53号)	(69) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)	
(71) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	(70) 船員保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	
(72) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)	(71) 著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号)	
(73) 職業安定法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(72) 電波法 (令和4年6月改正 法律第70号)	
(74) 所得税法 (令和3年5月改正 法律第37号)	(78) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和4年4月改正 法律第32号)	
(75) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)	
(76) 船員保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	(75) 農薬取締法 (令和元年12月改正 法律第62号)	
(77) 著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号)	(76) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号)	
(78) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和2年6月改正 法律第42号)	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)	
(79) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和3年6月改正 法律第58号)	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)	
(80) 農薬取締法 (令和元年12月改正 法律第62号)	(79) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)	
(81) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号)	(80) 個人情報保護に関する法律 (令和4年5月改正 法律第54号)	法律名の修正
(82) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年6月改正 法律第42号)	
(83) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)	(82) 電気用品安全法 (平成26年6月改正 法律第72号)	
(84) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(83) 電気工事士法 (平成26年6月改正 法律第72号)	
(85) 行政機関の保有する 個人情報保護に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	(84) 有線電気通信法 (平成27年5月改正 法律第26号)	
(86) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年6月改正 法律第42号)	(85) 電気通信事業法 (令和2年5月改正 法律第30号)	
1-1-1-38 工事測量	1-1-1-39 工事測量	
3. 仮設標識	3. 仮設標識	
受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなけれ	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなけれ	フォントの修正

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																																																						
<p>ばならない。</p> <p>1-1-1-39 不可抗力による損害</p> <p>2. 設計図書で定めた基準</p> <p>契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合 周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合</p> <p style="text-align: center;">第2編 器具及び材料編</p> <p style="text-align: center;">第3章 電気通信設備工事材料</p> <p style="text-align: center;">第1節 電線類</p> <p>2-3-1-1 電力用</p> <p>電力用の電線類は、表2-3-1に示す規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-3-1 電線類（電力用）</p> <table border="1" data-bbox="112 1564 1329 1944"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th colspan="2">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬銅線</td> <td>JIS C 3101</td> <td>電気用硬銅線</td> </tr> <tr> <td>硬銅より線</td> <td>JIS C 3105</td> <td>硬銅より線</td> </tr> <tr> <td>軟銅線</td> <td>JIS C 3102</td> <td>電気用軟銅線</td> </tr> <tr> <td>硬アルミより線</td> <td>JIS C 3109</td> <td>硬アルミニウムより線</td> </tr> <tr> <td>機器用ビニル線</td> <td>JIS C 3316</td> <td>電気機器用ビニル絶縁電線</td> </tr> <tr> <td>軟銅より線</td> <td>JCS 1226</td> <td>軟銅より線</td> </tr> <tr> <td>ビニル電線</td> <td>JIS C 3307</td> <td>600Vビニル絶縁電線（IV）</td> </tr> <tr> <td>耐熱ビニル電線</td> <td>JIS C 3317</td> <td>600V二種ビニル絶縁電線（HIV）</td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格		硬銅線	JIS C 3101	電気用硬銅線	硬銅より線	JIS C 3105	硬銅より線	軟銅線	JIS C 3102	電気用軟銅線	硬アルミより線	JIS C 3109	硬アルミニウムより線	機器用ビニル線	JIS C 3316	電気機器用ビニル絶縁電線	軟銅より線	JCS 1226	軟銅より線	ビニル電線	JIS C 3307	600Vビニル絶縁電線（IV）	耐熱ビニル電線	JIS C 3317	600V二種ビニル絶縁電線（HIV）	<p>ばならない。</p> <p>1-1-1-40 不可抗力による損害</p> <p>2. 設計図書で定めた基準</p> <p>契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合 周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合</p> <p>1-1-1-44 石綿使用の有無</p> <p>受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2編 器具及び材料編</p> <p style="text-align: center;">第3章 電気通信設備工事材料</p> <p style="text-align: center;">第1節 電線類</p> <p>2-3-1-1 電力用</p> <p>電力用の電線類は、表2-3-1に示す規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-3-1 電線類（電力用）</p> <table border="1" data-bbox="1383 1554 2599 1944"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th colspan="2">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬銅線</td> <td>JIS C 3101</td> <td>電気用硬銅線</td> </tr> <tr> <td>硬銅より線</td> <td>JIS C 3105</td> <td>硬銅より線</td> </tr> <tr> <td>軟銅線</td> <td>JIS C 3102</td> <td>電気用軟銅線</td> </tr> <tr> <td>硬アルミより線</td> <td>JIS C 3109</td> <td>硬アルミニウムより線</td> </tr> <tr> <td>機器用ビニル線</td> <td>JIS C 3316</td> <td>電気機器用ビニル絶縁電線</td> </tr> <tr> <td>軟銅より線</td> <td>JCS 1226</td> <td>軟銅より線</td> </tr> <tr> <td>ビニル電線</td> <td>JIS C 3307</td> <td>600Vビニル絶縁電線（IV）</td> </tr> <tr> <td>耐熱ビニル電線</td> <td>JIS C 3317</td> <td>600V二種ビニル絶縁電線（HIV）</td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格		硬銅線	JIS C 3101	電気用硬銅線	硬銅より線	JIS C 3105	硬銅より線	軟銅線	JIS C 3102	電気用軟銅線	硬アルミより線	JIS C 3109	硬アルミニウムより線	機器用ビニル線	JIS C 3316	電気機器用ビニル絶縁電線	軟銅より線	JCS 1226	軟銅より線	ビニル電線	JIS C 3307	600Vビニル絶縁電線（IV）	耐熱ビニル電線	JIS C 3317	600V二種ビニル絶縁電線（HIV）	<p>改定主旨・根拠</p> <p>不要改行の削除</p> <p>土木工事共通仕様書に整合</p>
呼 称	規 格																																																							
硬銅線	JIS C 3101	電気用硬銅線																																																						
硬銅より線	JIS C 3105	硬銅より線																																																						
軟銅線	JIS C 3102	電気用軟銅線																																																						
硬アルミより線	JIS C 3109	硬アルミニウムより線																																																						
機器用ビニル線	JIS C 3316	電気機器用ビニル絶縁電線																																																						
軟銅より線	JCS 1226	軟銅より線																																																						
ビニル電線	JIS C 3307	600Vビニル絶縁電線（IV）																																																						
耐熱ビニル電線	JIS C 3317	600V二種ビニル絶縁電線（HIV）																																																						
呼 称	規 格																																																							
硬銅線	JIS C 3101	電気用硬銅線																																																						
硬銅より線	JIS C 3105	硬銅より線																																																						
軟銅線	JIS C 3102	電気用軟銅線																																																						
硬アルミより線	JIS C 3109	硬アルミニウムより線																																																						
機器用ビニル線	JIS C 3316	電気機器用ビニル絶縁電線																																																						
軟銅より線	JCS 1226	軟銅より線																																																						
ビニル電線	JIS C 3307	600Vビニル絶縁電線（IV）																																																						
耐熱ビニル電線	JIS C 3317	600V二種ビニル絶縁電線（HIV）																																																						

旧 令和4年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠																
ポリエチレン電線	JCS 3410	600Vポリエチレン絶縁電線	ポリエチレン電線	JCS 3410	600Vポリエチレン絶縁電線		誤記訂正															
OW電線	JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線 (OW)	OW電線	JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線 (OW)																	
DV電線	JIS C 3341	引込用ビニル絶縁電線 (DV)	DV電線	JIS C 3341	引込用ビニル絶縁電線 (DV)																	
OE電線	電力用規格 C-106	6600V屋外用ポリエチレン絶縁電線 (OE)	OE電線	電力用規格 C-106	6600V屋外用ポリエチレン絶縁電線 (OE)																	
OC電線	電力用規格 C-107	6600V屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線 (OC)	OC電線	電力用規格 C-107	6600V屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線 (OC)																	
高压引下線	JIS C 3609	高压引下用絶縁電線	高压引下線	JIS C 3609	高压引下用絶縁電線																	
ビニルケーブル	JIS C 3342	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)	ビニルケーブル	JIS C 3342	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)																	
600Vポリエチレンケーブル	JIS C 3605	600Vポリエチレンケーブル (600V CV) (600V CE)	600Vポリエチレンケーブル	JIS C 3605	600Vポリエチレンケーブル (600V CV) (600V CE)																	
高压架橋ポリエチレンケーブル	JIS C 3606	高压架橋ポリエチレンケーブル (6000V CV) (6000V CVT)	高压架橋ポリエチレンケーブル	JIS C 3606	高压架橋ポリエチレンケーブル (6600V CV) (6600V CVT)																	
制御ケーブル	JIS C 3401	制御用ケーブル (CVV)	制御ケーブル	JIS C 3401	制御用ケーブル (CVV)																	
制御ケーブル (遮へい付)	JCS 4258	制御用ケーブル (遮へい付) (CVV-S)	制御ケーブル (遮へい付)	JCS 4258	制御用ケーブル (遮へい付) (CVV-S)																	
耐火ケーブル	「耐火電線の基準」 (改正 平成26年4月14日消防庁告示第11号)		耐火ケーブル	「耐火電線の基準」 (改正 平成26年4月14日消防庁告示第11号)																		
耐熱ケーブル	「耐熱電線の基準」 (平成9年12月18日消防庁告示第11号)		耐熱ケーブル	「耐熱電線の基準」 (平成9年12月18日消防庁告示第11号)																		
編組銅線	JCS1236	平編銅線	編組銅線	JCS1236	平編銅線																	
MIケーブル	電気設備の技術基準の解釈 [低圧ケーブル] 第9条3 MIケーブル規格		MIケーブル	電気設備の技術基準の解釈 [低圧ケーブル] 第9条3 MIケーブル規格																		
波付鋼管がい装ケーブル	電気設備の技術基準の解釈 [電線規格の共通事項] 第3条		波付鋼管がい装ケーブル	電気設備の技術基準の解釈 [電線規格の共通事項] 第3条																		
CDケーブル	電気設備の技術基準の解釈 [高压ケーブル] 第10条4 CDケーブル規格		CDケーブル	電気設備の技術基準の解釈 [高压ケーブル] 第10条4 CDケーブル規格																		
鉛被ケーブル	電気設備の技術基準の解釈 [高压ケーブル] 第10条2、3 鉛被ケーブル規格		鉛被ケーブル	電気設備の技術基準の解釈 [高压ケーブル] 第10条2、3 鉛被ケーブル規格																		
コンクリート直埋用ケーブル	JIS C 3651	ヒーテング施設の施工方法「付属書発熱線等」	コンクリート直埋用ケーブル	JIS C 3651	ヒーテング施設の施工方法「付属書発熱線等」																	
ゴムキャブタイヤケーブル	JIS C 3327	600Vゴムキャブタイヤケーブル (CT) (RNCT)	ゴムキャブタイヤケーブル	JIS C 3327	600Vゴムキャブタイヤケーブル (CT) (RNCT)																	
ビニルキャブタイヤケーブル	JIS C 3312	600Vビニル絶縁 ビニルキャブタイヤケーブル (VCT)	ビニルキャブタイヤケーブル	JIS C 3312	600Vビニル絶縁 ビニルキャブタイヤケーブル (VCT)																	
ビニルコード	JIS C 3306	ビニルコード (VCTF)	ビニルコード	JIS C 3306	ビニルコード (VCTF)																	
<p>2-3-1-3 光・情報用</p> <p>光・情報用の電線類は、表2-3-3に示す規格に適合するものとする。</p> <p>表2-3-3 電線類 (光・情報用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光ファイバケーブル</td> <td>JIS C 6820 光ファイバ通則</td> </tr> <tr> <td>光ファイバ心線</td> <td>JIS C 6831 光ファイバ心線</td> </tr> <tr> <td>マルチモードファイバ (GI)</td> <td>JIS C 6832 石英系マルチモード 光ファイバ素線</td> </tr> </tbody> </table>			呼 称	規 格	光ファイバケーブル	JIS C 6820 光ファイバ通則		光ファイバ心線	JIS C 6831 光ファイバ心線	マルチモードファイバ (GI)	JIS C 6832 石英系マルチモード 光ファイバ素線	<p>2-3-1-3 光・情報用</p> <p>光・情報用の電線類は、表2-3-3に示す規格に適合するものとする。</p> <p>表2-3-3 電線類 (光・情報用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光ファイバケーブル</td> <td>JIS C 6820 光ファイバ通則</td> </tr> <tr> <td>光ファイバ心線</td> <td>JIS C 6831 光ファイバ心線</td> </tr> <tr> <td>マルチモードファイバ (GI)</td> <td>JIS C 6832 石英系マルチモード 光ファイバ素線</td> </tr> </tbody> </table>			呼 称	規 格	光ファイバケーブル	JIS C 6820 光ファイバ通則	光ファイバ心線	JIS C 6831 光ファイバ心線	マルチモードファイバ (GI)	JIS C 6832 石英系マルチモード 光ファイバ素線
呼 称	規 格																					
光ファイバケーブル	JIS C 6820 光ファイバ通則																					
光ファイバ心線	JIS C 6831 光ファイバ心線																					
マルチモードファイバ (GI)	JIS C 6832 石英系マルチモード 光ファイバ素線																					
呼 称	規 格																					
光ファイバケーブル	JIS C 6820 光ファイバ通則																					
光ファイバ心線	JIS C 6831 光ファイバ心線																					
マルチモードファイバ (GI)	JIS C 6832 石英系マルチモード 光ファイバ素線																					

旧 令和4年版		新 朱書き修正		改定主旨・根拠
<p>シングルモードファイバ</p> <p>JIS C 6835 石英系シングルモード 光ファイバ素線</p> <ul style="list-style-type: none"> 石英系シングルモード (SM) 石英系シングルモード分散 シフトファイバ素線 (DSF) 石英系シングルモード非零分散 シフトファイバ素線 (NZ-DSF) <p>テープ形 光ファイバケーブル 光ファイバコード</p> <p>屋内用テープ形 光ファイバコード</p> <p>光ファイバケーブルコネクタ</p> <p>F01形光ファイバコネクタ (FC)</p> <p>F04形光ファイバコネクタ (SC)</p> <p>FC-PC形光ファイバコネクタ類</p> <p>SC形光ファイバコネクタ類</p> <p>LC形光ファイバコネクタ類</p> <p>UTPケーブル</p> <p>UTP (外装被覆付) ケーブル</p>	<p>JIS C 6835 石英系シングルモード 光ファイバ素線</p> <ul style="list-style-type: none"> 石英系シングルモード (SM) 石英系シングルモード分散 シフトファイバ素線 (DSF) 石英系シングルモード非零分散 シフトファイバ素線 (NZ-DSF) <p>JIS C 6838 テープ形 光ファイバ心線</p> <p>JIS C 6830 光ファイバコード</p> <p>JIS C 6839 屋内用テープ形光ファイバコード</p> <p>JIS C 5962 光ファイバコネクタ通則</p> <p>JIS C 5970 F01形単心光ファイバコネクタ</p> <p>JIS C 5973 F04形光ファイバコネクタ</p> <p>JIS C 5964-13 FC-PC形光ファイバコネクタ類 (F01 形)</p> <p>JIS C 5964-4 SC形光ファイバコネクタ類 (F04形)</p> <p>JIS C 5964-20 LC形光ファイバコネクタ類</p> <p>JIS X 5150 構内情報配線システム クラスD以上 (Cat5e以上)</p> <p>JIS X 5150 構内情報配線システム クラスD以上 (Cat5e以上)</p>	<p>シングルモードファイバ</p> <p>JIS C 6835 石英系シングルモード 光ファイバ素線</p> <ul style="list-style-type: none"> 石英系シングルモード (SM) 石英系シングルモード分散 シフトファイバ素線 (DSF) 石英系シングルモード非零分散 シフトファイバ素線 (NZ-DSF) <p>テープ形 光ファイバケーブル 光ファイバコード</p> <p>光ファイバケーブルコネクタ</p> <p>F01形光ファイバコネクタ (FC)</p> <p>F04形光ファイバコネクタ (SC)</p> <p>FC-PC形光ファイバコネクタ類</p> <p>SC形光ファイバコネクタ類</p> <p>LC形光ファイバコネクタ類</p> <p>UTPケーブル</p> <p>UTP (外装被覆付) ケーブル</p>	<p>JIS C 6838 テープ形 光ファイバ心線</p> <p>JIS C 6830 光ファイバコード</p> <p>JIS C 5962 光ファイバコネクタ通則</p> <p>JIS C 5970 F01形単心光ファイバコネクタ</p> <p>JIS C 5973 F04形光ファイバコネクタ</p> <p>JIS C 5964-13 FC-PC形光ファイバコネクタ類 (F01 形)</p> <p>JIS C 5964-4 SC形光ファイバコネクタ類 (F04形)</p> <p>JIS C 5964-20 LC形光ファイバコネクタ類</p> <p>JIS X 5150 構内情報配線システム クラスD以上 (Cat5e以上)</p> <p>JIS X 5150 構内情報配線システム クラスD以上 (Cat5e以上)</p>	<p>JIS規格廃止</p>
<p>第3節 配線器具</p> <p>2-3-3-1 金属ダクト</p> <p>金属ダクトは、以下によるものとする。</p> <p>(2) 内面及び外面に錆止めのために、めっきまたは塗装を施したものであること。</p> <p>なお、錆止め塗装の鋼板の前処理は、以下のいずれかとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 鋼板は、加工後に、脱脂及びりん酸塩処理を施す。 2) 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。 		<p>第3節 配線器具</p> <p>2-3-3-1 金属ダクト</p> <p>金属ダクトは、以下によるものとする。</p> <p>(2) 内面及び外面に錆止めのために、めっきまたは塗装を施したものであること。</p> <p>なお、錆止め塗装の鋼板の前処理は、以下のいずれかとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 鋼板は、加工後に、脱脂及びりん酸塩処理を施す。 2) 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。 		<p>誤記訂正</p>
<p>第7節 照明器具</p> <p>2-3-7-4 トンネル用照明器具</p> <p>2. 構造</p> <p>(5) 器具は、必要な落下防止構造を有するものとする。</p>		<p>第7節 照明器具</p> <p>2-3-7-4 トンネル用照明器具</p> <p>2. 構造</p> <p>(5) 器具は、「3-4-3-4 各種設備の落下防止」に対応した構造を有するものとする。</p>		<p>条文修正</p>

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>第10節 分電盤</p> <p>2-3-10-1 一般事項</p> <p>2. 構造</p> <p>(7) 器具類は、以下によるものとする。</p> <p>4) 電磁接触器は、JIS C 8201-4-1（低圧開閉装置及び制御装置—第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ）またはJEM 1038（交流電磁接触器）に適合するものとする。</p> <p>8) 補助継電器として用いる電磁形の制御継電器は、JIS C 4540-1（電磁式エレメンタリ リレー—第1部：一般要求事項）、JEM 1038（交流電磁接触器）に適合するものとする。</p> <p>10) 制御回路などに用いるヒューズは、その回路に必要な遮断容量を有するものとし、JIS C 6575 -1～4（ミニチュアヒューズ—第1部～第4部）、JIS C 8314（配線用筒形ヒューズ）、JIS C 8319（配線用栓形ヒューズ）、JIS C 8269-1（低電圧ヒューズ—第1部：通則）、JIS C 8352（配線用ヒューズ通則）及びJEM 1293（低圧限流ヒューズ通則）に適合するものとする。</p> <p>第3編 電気通信設備工事共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等</p> <p>6. 段階確認</p> <p>段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 受注者は、表3-1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(2) 段階確認の立ち会う箇所については、電気通信設備工事監督技術基</p>	<p>第10節 分電盤</p> <p>2-3-10-1 一般事項</p> <p>2. 構造</p> <p>(7) 器具類は、以下によるものとする。</p> <p>4) 電磁接触器は、JIS C 8201-4-1（低圧開閉装置及び制御装置—第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ）に適合するものとする。</p> <p>8) 補助継電器として用いる電磁形の制御継電器は、JIS C 4540-1（電磁式エレメンタリ リレー—第1部：一般要求事項）、JIS C 8201-4-1（低圧開閉装置及び制御装置—第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ）に適合するものとする。</p> <p>10) 制御回路などに用いるヒューズは、その回路に必要な遮断容量を有するものとし、JIS C 6575 -1～4（ミニチュアヒューズ—第1部～第4部）、JIS C 8314（配線用筒形ヒューズ）、JIS C 8319（配線用栓形ヒューズ）、JIS C 8269-1（低電圧ヒューズ—第1部：通則）、JIS C 8352（配線用ヒューズ通則）に適合するものとする。</p> <p>第3編 電気通信設備工事共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等</p> <p>6. 段階確認</p> <p>段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 受注者は、表3-1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>JEM規格廃止</p> <p>JEM規格廃止 JIS C 8201-4-1に</p> <p>JEM規格廃止</p> <p>誤記訂正</p>

旧 令和4年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

~~準(案)等に記載のとおり確認の頻度が一般監督工事と重点監督工事ごとに異なる。~~

- (3) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (4) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。
- (5) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

- (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

土木工事共通仕様書に整合

7. 段階確認の臨場

監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

表3-1-1 段階確認一覧表 (1/5)

区分	種別	細別	確認時期
各設備共通事項			
	機器製作	機器製作に関する仕様書・設計図等の作成	機器製作仕様書・機器製作設計図等の提出時
		工場内での機器製作	機器製作後の工場内試験成績書提出時
耐震施工		機器据付に関するあと施工アンカーボルト等の選定強度計算	耐震基準による強度検討資料の照査結果の提出時
		あと施工アンカーボルト施工作業手順	あと施工アンカーボルト施工についての作業手順書提出時
		耐震施工状況	あと施工アンカーボルト引張試験成績書提出時
総合調整		現地での単体・総合調整	各設備の単体調整及び総合調整後の現地試験成績書提出時
共通設備			
	各種設備の落下防止	壁面又は天井面の設備設置に関するあと施工アンカーボルト等の選定強度計算	静荷重による強度検討資料の照査結果の提出時

7. 段階確認の臨場

監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

表3-1-1 段階確認一覧表 (1/5)

区分	種別	細別	確認時期
各設備共通事項			
	機器製作	機器製作に関する仕様書・設計図等の作成	機器製作仕様書・機器製作設計図等の提出時
		工場内での機器製作	機器製作後の工場内試験成績書提出時
耐震施工		機器据付に関するあと施工アンカーボルト等の強度計算と選定根拠	耐震基準による強度検討資料の照査結果の提出時
		あと施工アンカーボルト施工作業手順	あと施工アンカーボルト施工についての作業手順書提出時
		耐震施工状況	あと施工アンカーボルト引張試験成績書提出時
総合調整		現地での単体・総合調整	各設備の単体調整及び総合調整後の現地試験成績書提出時
共通設備			
	各種設備の落下防止	壁面又は天井面に設置する設備の落下防止対策に関するあと施工アンカーボルト等の選定強度計算	固定荷重による強度検討資料の照査結果の提出時

字句の整理

字句の整理

旧 令和4年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
器材の落下防止	壁面又は天井面の器材設置に関するあと施工アンカーボルト等の選定強度計算	静荷重による強度検討資料の照査結果の提出時	器材の落下防止	壁面又は天井面の器材設置に関するあと施工アンカーボルト等の選定強度計算	固定荷重による強度検討資料の照査結果の提出時	
配管・配線工	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の防火処理	処理作業過程	配管・配線工	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の防水処理	処理作業過程	
通信配線工	気密等各種試験	試験測定時	通信配線工	各種試験	試験成績書提出時	
光ケーブル敷設工	損失測定等試験	試験測定時	光ケーブル敷設工	各種試験	試験成績書提出時	
ハンドホール設置工	(土木工事に準ずる)		ハンドホール設置工	(土木工事に準ずる)		
分電盤設置工	自立型分電盤の設置	設置位置墨だし時	分電盤設置工	自立型分電盤の設置	設置位置墨だし時	
引込柱設置工	設置位置	設置位置墨だし時	引込柱設置工	設置位置	設置位置墨だし時	
	(接地極・避雷器の設置については、以下接地設置工による)			(接地極・避雷器の設置については、以下接地設置工による)		
接地設置工	接地極の設置	床掘部埋戻し前(打込式にあつては打込作業過程)	接地設置工	接地極の設置	床掘部埋戻し前(打込式にあつては打込作業過程)	
	接地抵抗の測定	測定時		接地抵抗の測定	試験成績書提出時	

表3-1-1 段階確認一覧表 (2/5)

区分	種 別	細 別	確 認 時 期
電気設備			
電気設備	受変電設備工 (特別高圧受変電設備) (高圧受変電設備) (低圧受変電設備) (受変電用監視制御設備)	設置位置	設置位置墨だし時
	受変電設備基礎工	(土木工事に準ずる)	
	電源設備工 (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備) (管理用水力発電設備) (新エネルギー電源設備)	設置位置	設置位置墨だし時
	電源設備工 (新エネルギー電源設備) 《太陽光発電設備基礎》	(土木工事に準ずる)	
	揚排水機場電気設備工 (高・低圧受変電設備) (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備)	(上記受変電設備工及び電源設備工を準用する)	
	地下駐車場電気設備工 (高圧受変電設備) (低圧受変電設備) (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備) (電灯設備)	設置位置	設置位置墨だし時

表3-1-1 段階確認一覧表 (2/5)

区分	種 別	細 別	確 認 時 期
電気設備			
電気設備	受変電設備工 (特別高圧受変電設備) (高圧受変電設備) (低圧受変電設備) (受変電用監視制御設備)	設置位置	設置位置墨だし時
	受変電設備基礎工	(土木工事に準ずる)	
	電源設備工 (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備) (管理用水力発電設備) (新エネルギー電源設備)	設置位置	設置位置墨だし時
	電源設備工 (新エネルギー電源設備) 《太陽光発電設備基礎》	(土木工事に準ずる)	
	揚排水機場電気設備工 (高・低圧受変電設備) (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備)	(上記受変電設備工及び電源設備工を準用する)	
	地下駐車場電気設備工 (高圧受変電設備) (低圧受変電設備) (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備) (電灯設備)	設置位置	設置位置墨だし時

旧 令和4年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
(電話設備) (ラジオ再放送設備) (無線通信補助設備) (CCTV装置)			(電話設備) (ラジオ再放送設備) (無線通信補助設備) (CCTV装置)			
地下駐車場電気設備工 (電灯設備)	点灯試験	試験時	地下駐車場電気設備工 (電灯設備)	点灯試験	試験時	
道路照明設備工 (道路照明設備) (サービスエリア照明設備) (歩道(橋)照明設備) (視線誘導灯)	設置位置	設置位置墨だし時	道路照明設備工 (道路照明設備) (サービスエリア照明設備) (歩道(橋)照明設備) (視線誘導灯)	設置位置	設置位置墨だし時	
	点灯試験、照度測定	試験、測定時		点灯試験、照度測定	試験、測定時	
道路照明設備工 (照明灯基礎) (視線誘導灯基礎)	(土木工事に準ずる)		道路照明設備工 (照明灯基礎) (視線誘導灯基礎)	(土木工事に準ずる)		

表3-1-1 段階確認一覧表 (3/5)

区分	種 別	細 別	確 認 時 期
	トンネル照明設備工 (トンネル照明設備) (アンダーパス照明設備) (地下道照明設備)	設置位置	設置位置墨だし時
		点灯試験、照度測定	試験、測定時
		(坑外灯は上記道路照明設備工による)	
	トンネル照明設備工 (照明灯基礎)	(土木工事に準ずる)	
施設照明設備工 (ダム照明設備) (河川照明設備) (公園照明設備)	設置位置	設置位置墨だし時	
	点灯試験、照度測定	試験、測定時	
共同溝附帯設備工 (共同溝引込設備) (共同溝照明設備) (共同溝排水設備) (共同溝換気設備) (共同溝標識設備)	設置位置	設置位置墨だし時	
共同溝附帯設備工 (共同溝照明設備)	点灯試験、照度測定	試験、測定時	
道路融雪設備工 (高圧受変電設備)	設置位置	設置位置墨だし時	
道路融雪設備工 (受変電設備基礎工) (道路消雪ポンプ設備基礎工)	(土木工事に準ずる)		
道路照明維持補修工 (道路照明維持) (道路照明修繕)	点灯試験	試験時	

表3-1-1 段階確認一覧表 (3/5)

区分	種 別	細 別	確 認 時 期
	トンネル照明設備工 (トンネル照明設備) (アンダーパス照明設備) (地下道照明設備)	設置位置	設置位置墨だし時
		点灯試験、照度測定	試験、測定時
		(坑外灯は上記道路照明設備工による)	
	トンネル照明設備工 (照明灯基礎)	(土木工事に準ずる)	
施設照明設備工 (ダム照明設備) (河川照明設備) (公園照明設備)	設置位置	設置位置墨だし時	
	点灯試験、照度測定	試験、測定時	
共同溝附帯設備工 (共同溝引込設備) (共同溝照明設備) (共同溝排水設備) (共同溝換気設備) (共同溝標識設備)	設置位置	設置位置墨だし時	
共同溝附帯設備工 (共同溝照明設備)	点灯試験、照度測定	試験、測定時	
道路融雪設備工 (高圧受変電設備)	設置位置	設置位置墨だし時	
道路融雪設備工 (道路消雪ポンプ設備基礎工)	(土木工事に準ずる)		
道路照明維持補修工 (道路照明維持) (道路照明修繕)	点灯試験	試験時	
通信設備			

誤記訂正

旧 令和4年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠																					
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">通信設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多重無線通信設備工 (多重無線装置) (空中線装置) (監視制御装置)</td> <td>設置位置</td> <td></td> <td>設置位置墨だし時</td> </tr> <tr> <td>衛星通信設備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車載局設備) (衛星通信可搬局設備)</td> <td>設置位置</td> <td></td> <td>設置位置墨だし時</td> </tr> </table>				通信設備					多重無線通信設備工 (多重無線装置) (空中線装置) (監視制御装置)	設置位置		設置位置墨だし時	衛星通信設備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車載局設備) (衛星通信可搬局設備)	設置位置		設置位置墨だし時	<table border="1"> <tr> <td>多重無線通信設備工 (多重無線装置) (空中線装置) (監視制御装置)</td> <td>設置位置</td> <td></td> <td>設置位置墨だし時</td> </tr> <tr> <td>衛星通信設備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車載局設備) (衛星通信可搬局設備)</td> <td>設置位置</td> <td></td> <td>設置位置墨だし時</td> </tr> </table>				多重無線通信設備工 (多重無線装置) (空中線装置) (監視制御装置)	設置位置		設置位置墨だし時	衛星通信設備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車載局設備) (衛星通信可搬局設備)	設置位置		設置位置墨だし時	
通信設備																													
多重無線通信設備工 (多重無線装置) (空中線装置) (監視制御装置)	設置位置		設置位置墨だし時																										
衛星通信設備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車載局設備) (衛星通信可搬局設備)	設置位置		設置位置墨だし時																										
多重無線通信設備工 (多重無線装置) (空中線装置) (監視制御装置)	設置位置		設置位置墨だし時																										
衛星通信設備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車載局設備) (衛星通信可搬局設備)	設置位置		設置位置墨だし時																										
表3-1-1 段階確認一覧表 (4/5)				表3-1-1 段階確認一覧表 (4/5)																									
区分	種 別	細 別	確 認 時 期	区分	種 別	細 別	確 認 時 期																						
	移動体通信設備工 (移動体通信装置)	設置位置	設置位置墨だし時		移動体通信設備工 (移動体通信装置)	設置位置	設置位置墨だし時																						
	テレメータ設備工 (テレメータ監視局装置) (テレメータ中継局装置) (テレメータ観測局装置)	設置位置	設置位置墨だし時		テレメータ設備工 (テレメータ監視局装置) (テレメータ中継局装置) (テレメータ観測局装置)	設置位置	設置位置墨だし時																						
	放流警報設備工 (放流警報制御監視局装置) (放流警報中継局装置) (放流警報警報局装置)	設置位置	設置位置墨だし時		放流警報設備工 (放流警報制御監視局装置) (放流警報中継局装置) (放流警報警報局装置)	設置位置	設置位置墨だし時																						
	ヘリコプタ映像伝送設備工 (基地局装置)	設置位置	設置位置墨だし時		ヘリコプタ映像伝送設備工 (基地局装置)	設置位置	設置位置墨だし時																						
	電話交換設備工 (自動電話交換装置)	設置位置	設置位置墨だし時		電話交換設備工 (自動電話交換装置)	設置位置	設置位置墨だし時																						
	有線通信設備工	設置位置	設置位置墨だし時		有線通信設備工	設置位置	設置位置墨だし時																						
	道路情報表示設備工 (道路情報表示制御装置) (道路情報表示装置)	設置位置	設置位置墨だし時		道路情報表示設備工 (道路情報表示制御装置) (道路情報表示装置)	設置位置	設置位置墨だし時																						
	河川情報表示設備工 (河川情報表示制御装置) (河川情報表示装置)	設置位置	設置位置墨だし時		河川情報表示設備工 (河川情報表示制御装置) (河川情報表示装置)	設置位置	設置位置墨だし時																						
	放流警報表示設備工 (放流警報表示制御装置) (放流警報表示装置)	設置位置	設置位置墨だし時		放流警報表示設備工 (放流警報表示制御装置) (放流警報表示装置)	設置位置	設置位置墨だし時																						
	トンネル防災設備工 (付属設備操作制御装置)	設置位置	設置位置墨だし時		トンネル防災設備工 (付属設備操作制御装置)	設置位置	設置位置墨だし時																						
	非常警報設備工 (非常警報装置)	設置位置	設置位置墨だし時		非常警報設備工 (非常警報装置)	設置位置	設置位置墨だし時																						
	ラジオ再放送設備工 (ラジオ再放送装置)	設置位置	設置位置墨だし時		ラジオ再放送設備工 (ラジオ再放送装置)	設置位置	設置位置墨だし時																						
	トンネル無線補助設備工 (トンネル無線補助設備)	設置位置	設置位置墨だし時		トンネル無線補助設備工 (トンネル無線補助設備)	設置位置	設置位置墨だし時																						

旧 令和4年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠
	路側通信設備工 (路側通信中央局装置設置工) (路側通信端末局装置設置工)	設置位置	設置位置墨だし時		路側通信設備工 (路側通信中央局装置) (路側通信端末局装置)	設置位置	設置位置墨だし時	誤記訂正
	道路防災設備工 (交通遮断装置) (交通流車両観測装置) (路車間通信装置)	設置位置	設置位置墨だし時		道路防災設備工 (交通遮断装置) (交通流車両観測装置) (路車間通信装置)	設置位置	設置位置墨だし時	
	道路防災設備工 (交通遮断装置基礎工)	(土木工事に準ずる)			道路防災設備工 (交通遮断装置基礎工)	(土木工事に準ずる)		
表3-1-1 段階確認一覧表 (5/5)				表3-1-1 段階確認一覧表 (5/5)				
区分	種 別	細 別	確 認 時 期	区分	種 別	細 別	確 認 時 期	
	施設計測・監視制御設備工 (路面凍結検知装置) (積雪深計測装置) (気象観測装置) (土石流監視制御装置) (路面冠水検知装置)	設置位置	設置位置墨だし時		施設計測・監視制御設備工 (路面凍結検知装置) (積雪深計測装置) (気象観測装置) (土石流監視制御装置) (路面冠水検知装置)	設置位置	設置位置墨だし時	
	通信鉄塔・反射板設備工 (通信用鉄塔)	組立部材の地組 (地組作業の場合)	地組作業過程		通信鉄塔・反射板設備工 (通信用鉄塔)	組立部材の地組 (地組作業の場合)	地組作業過程	
	通信鉄塔・反射板設備工 (反射板)	部材の部分組立(地上) 方向調整	組立作業過程 調整作業過程		通信鉄塔・反射板設備工 (反射板)	部材の部分組立(地上) 方向調整	組立作業過程 調整作業過程	
	通信鉄塔・反射板設備工 (鉄塔基礎工) (反射板基礎工)	(土木工事に準ずる)			通信鉄塔・反射板設備工 (鉄塔基礎工) (反射板基礎工)	(土木工事に準ずる)		
電子応用設備				電子応用設備				
	各種情報設備工	設置位置	設置位置墨だし時		各種情報設備工	設置位置	設置位置墨だし時	
	ダム・堰諸量設備工 (ダム・堰諸量装置) (ダム・堰放流制御装置)	設置位置	設置位置墨だし時		ダム・堰諸量設備工 (ダム・堰諸量装置) (ダム・堰放流制御装置)	設置位置	設置位置墨だし時	
	レーダ雨量計設備工 (全国合成処理局装置) (監視制御局装置) (レーダ基地局装置)	設置位置	設置位置墨だし時		レーダ雨量計設備工 (全国合成処理局装置) (監視制御局装置) (レーダ基地局装置)	設置位置	設置位置墨だし時	
	統一河川情報システム工 (統一河川情報システム装置)	設置位置	設置位置墨だし時		統一河川情報システム工 (統一河川情報システム装置)	設置位置	設置位置墨だし時	
	道路交通情報設備工 (道路情報中枢局装置) (道路情報集中局装置)	設置位置	設置位置墨だし時		道路交通情報設備工 (道路情報中枢局装置) (道路情報集中局装置)	設置位置	設置位置墨だし時	
	CCTV設備工 (CCTV監視制御装置) (CCTV装置)	設置位置	設置位置墨だし時		CCTV設備工 (CCTV監視制御装置) (CCTV装置)	設置位置	設置位置墨だし時	
	水質自動監視設備工	設置位置	設置位置墨だし時		水質自動監視設備工 (水質自動監視装置)	設置位置	設置位置墨だし時	

旧 令和4年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠
	(水質自動監視装置) (水質自動観測装置)				(水質自動観測装置)			
	電話応答通報設備工 (電話応答(通報)装置)	設置位置	設置位置墨だし時		電話応答通報設備工 (電話応答(通報)装置)	設置位置	設置位置墨だし時	
その他				その他				
	指定仮設工		設置完了時		指定仮設工		設置完了時	
<p>※ 既設機器を同一箇所を更新する場合は段階確認のうち、設置位置の確認を対象外とする。</p> <p>3-1-1-7 工事完成図書の納品</p> <p>5. 電子成果品及び紙の成果品</p> <p>受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】」に基づいて原則として電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。</p> <p>なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合せ簿管理ファイル、台帳管理ファイル、設備図書管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、「国土交通省 CALS/EC 電子納品に関する要領・基準サイト」(http://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/)において公開している「電気通信設備編に係わるDTD、XML出力例」平成28年3月を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。</p>				<p>※ 既設機器を同一箇所を更新する場合は段階確認のうち、設置位置の確認を対象外とする。</p> <p>3-1-1-7 工事完成図書の納品</p> <p>5. 電子成果品及び紙の成果品</p> <p>受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】」に基づいて原則として電子成果品を作成及び納品しなければならない。</p> <p>なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、国土交通省「電子納品に関する要領・基準/DTD・XML記入例」サイト (https://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/)において公開している「工事完成図書等に係わるDTD、XML記入例」(R4.3)を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。</p>				
<h3>第3章 設備の耐震基準</h3> <h4>第1節 設備の耐震据付基準</h4> <p>3-3-1-1 耐震施工</p> <p>電気通信設備の据付</p> <p>(2) 機器の固定</p> <p>1) 強度検討資料の照査</p> <p>工事受注者は、発注者から示された強度検討資料の照査を実施するものとする。強度検討資料とは、諸元及び計算条件(準拠基準、外形寸法、機器質量、設置場所、重要度区分、使用部材の許容応力度、コンクリートの設計基準強度、据付水平力及び鉛直力、各種ボルト及び架台の検討、あと施工アン</p>				<h3>第3章 設備の耐震基準</h3> <h4>第1節 設備の耐震据付基準</h4> <p>3-3-1-1 耐震施工</p> <p>(2) 機器の固定</p> <p>1) 強度検討資料の照査</p> <p>工事受注者は、発注者から示された強度検討資料の照査を実施するものとする。強度検討資料とは、諸元及び計算条件、計算結果(準拠基準、外形寸法、機器質量、設置場所、重要度区分、使用部材の許容応力度、コンクリートの設計基準強度、据付水平力及び鉛直力、各種ボルト及び</p>				<p>誤記訂正</p> <p>インデント修正 条文修正</p>

旧 令和4年版

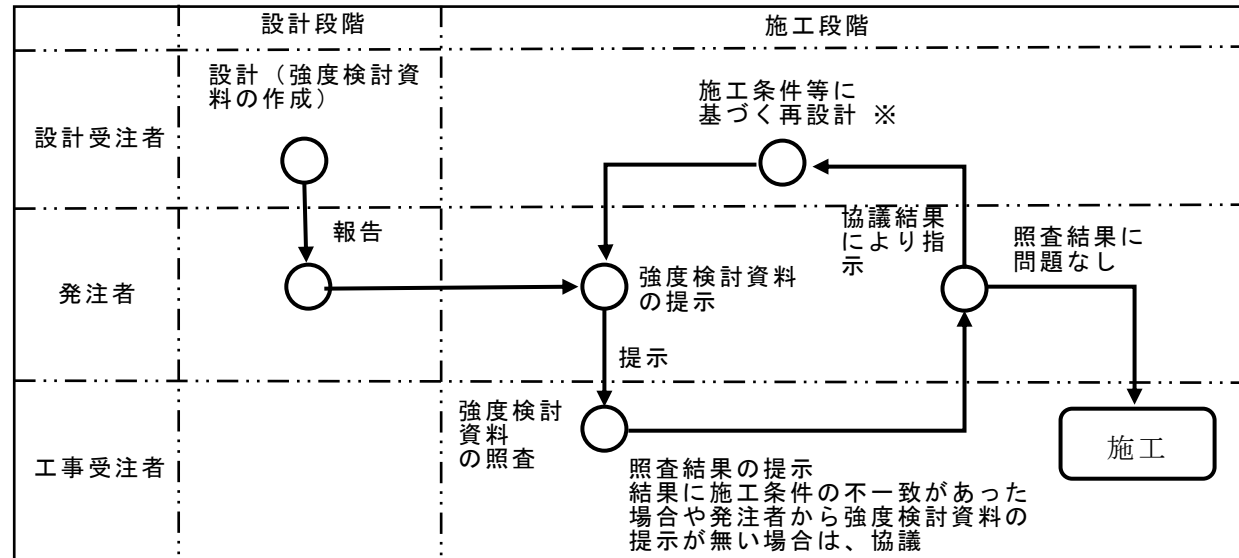
カーボルトの検討) が含まれたものをいう。屋外においては、風荷重、積雪荷重等を考慮し、地震力と風圧力のいずれが上回ることを**確認**しなければならない。

工事受注者が実施する強度検討資料の照査とは、諸元及び計算条件と施工条件との乖離が無いかの**確認**となる。

発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

発注者は、受注者から**提出**された機器製作仕様書、機器製作設計図に基づく強度検討資料を作成しなければならない。かつ、**協議**により受注者が強度検討資料を作成する場合は、完成図書として**納品**しなければならない。

図3-3-1に設計施工における役割分担の考え方を示す。



※発注者の責任により設計受注者による再設計を行うことを原則とするが、協議により工事受注者に再設計させる場合は、金額の変更を伴う設計変更の対象とする。

図3-3-1 設計施工役割分担の考え方

2) ボルト類の選定

工事受注者は、取付ボルト及び架台の選定にあたっては、強度検討資料で発注者から示された機器に作用する水平力及び鉛直力、コンクリートの許容応力度に応じ、「鋼構造許容応力度設計規準」(日本建築学会)及びJIS B 1082に基づき短期許容応力度(引張、せん断)を、あと施工

新 朱書き修正

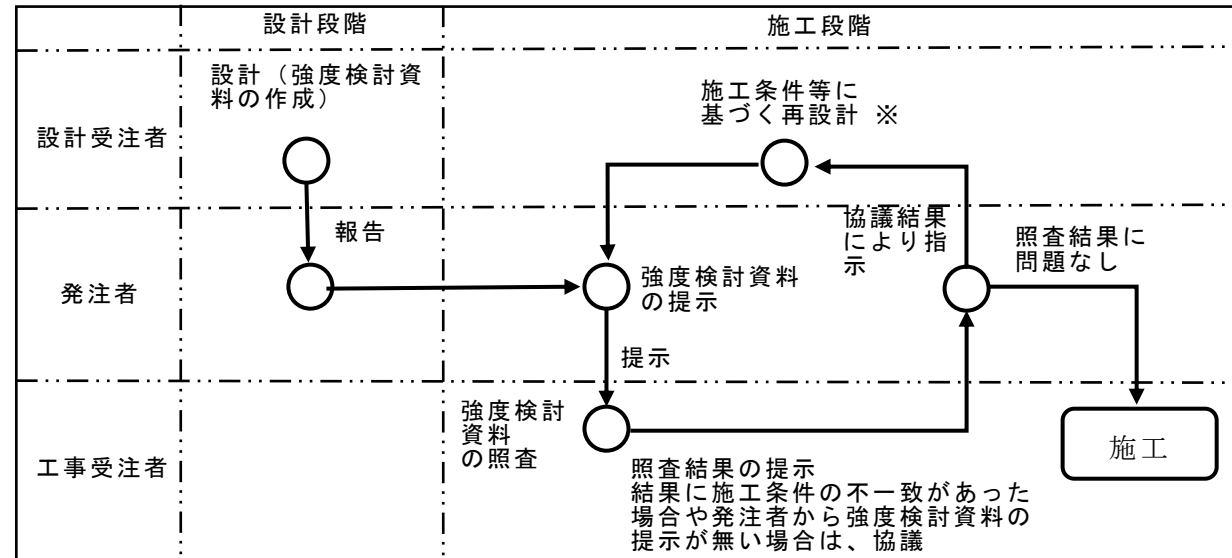
架台の検討、あと施工アンカーボルトの検討) が含まれたものをいう。屋外においては、風荷重、積雪荷重等を考慮し、地震力と風圧力のいずれが上回ることを**確認**しなければならない。

工事受注者が実施する強度検討資料の照査とは、諸元及び計算条件と施工条件との乖離が無いかの**確認**となる。

発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

発注者は、受注者から**提出**された機器製作仕様書、機器製作設計図に基づく強度検討資料を作成しなければならない。かつ、**協議**により受注者が強度検討資料を作成する場合は、完成図書として**納品**しなければならない。

図3-3-1に設計施工における役割分担の考え方を示す。



※発注者の責任により設計受注者による再設計を行うことを原則とするが、協議により工事受注者に再設計させる場合は、金額の変更を伴う設計変更の対象とする。

図3-3-1 設計施工役割分担の考え方

2) ボルト類の選定

工事受注者は、取付ボルト及び架台の選定にあたっては、強度検討資料で発注者から示された機器に作用する水平力及び鉛直力、コンクリートの許容応力度に応じ、「鋼構造許容応力度設計規準」(日本建築学会)及びJIS B 1082に基づき**許容応力**(引張、せん断)を、あと施工アンカ

改定主旨・根拠

条文修正

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>アンカーボルトの選定にあたっては、「各種合成構造設計指針・同解説」（日本建築学会）に基づき短期許容応力度（引張、せん断、引抜）を算出し、適切なボルト類を選定しなければならない。</p> <p>※鋼構造許容応力度設計規準：許容応力度（F）、許容引張応力度（$f_t = F/1.5$）、許容せん断応力度（$f_s = F/1.5\sqrt{3}$）、短期荷重に対する許容応力度</p> <p>※JIS B 1082：一般用メートルねじの有効断面積</p> <p>耐震強度計算を行う上で必要となる床等のコンクリート強度が不明な場合は、公共建築工事標準仕様書（電気通信工事編）に定めるコンクリート強度：$F_c=18N/mm^2$を用いることができるものとする。</p> <p>工事受注者は、発注者から示された強度検討資料に応じた取付ボルト及び架台を選定、使用しなければならない。あと施工アンカーボルト、アンカー筋の径は計算結果に基づくものを選定、使用するものとする。</p> <p>また、適切な管理項目を定めたあと施工アンカーボルト施工作业手順書を提出し監督職員の確認を受けた上で、(一社)日本建築あと施工アンカー協会の資格区分に応じた資格所有者に施工させるとともに、強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重による同協会の施工指針に規定する試験方法により、あと施工アンカーボルトの規格、施工面(壁面、天井)、施工班、施工日毎に3%(最低3本)以上の本数の非破壊引張試験を実施するものとする。</p> <p>なお、施工および非破壊引張試験を資格区分に応じた資格所有者で行えない場合は、あと施工アンカーボルト全数に対して強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。</p> <p>ただし、表3-3-1の機器の非破壊引張試験の試験数は、第3編3-4-4-4器材の落下防止対策の規定による。</p>	<p>一ボルトの選定にあたっては、「各種合成構造設計指針・同解説」（日本建築学会）に基づき許容応力（引張、せん断、引抜）、許容値（組合せ）を算出し、適切なボルト類を選定しなければならない。</p> <p>※鋼構造許容応力度設計規準：許容応力度（F）、長期許容引張応力度（$f_t = F/1.5$）、長期許容せん断応力度（$f_s = F/1.5\sqrt{3}$）、短期許容応力度(長期荷重における許容応力度の1.5倍)</p> <p>※JIS B 1082：一般用メートルねじの有効断面積</p> <p>耐震強度計算を行う上で必要となる床等のコンクリート強度が不明な場合は、公共建築工事標準仕様書（電気通信工事編）に定めるコンクリート強度：$F_c=18N/mm^2$を用いることができるものとする。</p> <p>工事受注者は、発注者から示された強度検討資料に応じた取付ボルト及び架台を選定、使用しなければならない。あと施工アンカーボルト、アンカー筋の径は計算結果に基づくものを選定、使用するものとする。</p> <p>また、適切な管理項目を定めたあと施工アンカーボルト施工作业手順書を提出し監督職員の確認を受けた上で、(一社)日本建築あと施工アンカー協会の資格区分に応じた資格所有者に施工させるとともに、強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重による同協会の施工指針に規定する試験方法により、あと施工アンカーボルトの規格、施工面(壁面、天井、床面)、施工班、施工日毎に3%(最低3本)以上の本数の非破壊引張試験を実施するものとする。</p> <p>なお、施工および非破壊引張試験を資格区分に応じた資格所有者で行えない場合は、あと施工アンカーボルト全数に対して強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。</p> <p>上下固定のようにアンカーボルトに引張力が作用しない場合はアンカーボルトの長期許容引張力に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。</p> <p>ただし、表3-3-1の機器の非破壊引張試験の試験数は、第3編3-4-4-4器材の落下防止対策の規定による。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>範囲追加</p> <p>条文追加</p>

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																																				
<p style="text-align: center;">表3-3-1 器材の落下防止を適用する機器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象設備</th> <th>適用する機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">非常警報設備</td> <td>火災検知器</td> </tr> <tr> <td>押ボタン式通報装置</td> </tr> <tr> <td>誘導表示板</td> </tr> <tr> <td>非常電話案内板</td> </tr> <tr> <td>通報装置説明板</td> </tr> <tr> <td>非常電話収納箱（壁掛型）</td> </tr> <tr> <td>非常電話表示灯</td> </tr> <tr> <td>非常駐車帯表示灯</td> </tr> <tr> <td>非常電話非常駐車表示灯</td> </tr> <tr> <td>ラジオ再放送設備</td> <td>整合器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分配器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>終端抵抗器</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 既設アンカーボルトの流用</p> <p>既設アンカーボルトを流用する場合は、全数を目視・打音・接触検査により緩み等がないかを確認し、ノギスでボルトの最小径寸法を測定し最小寸法が確保できていることを確認したうえで、全数に対して強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。</p> <p>ただし、表3-3-1の機器の非破壊引張試験にあたっては、第3編3-4-4-4器材の落下防止対策の規定による。</p> <p>(3) 提出書類等</p> <p>3) 工事受注者は アンカーボルトについては、削孔、清掃等の作業手順及び穿孔深さ、締め付けトルクの管理方法を記載した作業手順書を提出するものとする。</p> <p>3-3-1-2 耐震据付設計基準 3. 電気通信設備の据付</p>	対象設備	適用する機器	非常警報設備	火災検知器	押ボタン式通報装置	誘導表示板	非常電話案内板	通報装置説明板	非常電話収納箱（壁掛型）	非常電話表示灯	非常駐車帯表示灯	非常電話非常駐車表示灯	ラジオ再放送設備	整合器		分配器		終端抵抗器	<p style="text-align: center;">表3-3-1 器材の落下防止を適用する機器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象設備</th> <th>適用する機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">非常警報設備</td> <td>火災検知器</td> </tr> <tr> <td>押ボタン式通報装置</td> </tr> <tr> <td>誘導表示板</td> </tr> <tr> <td>非常電話案内板</td> </tr> <tr> <td>通報装置説明板</td> </tr> <tr> <td>非常電話収納箱（壁掛型）</td> </tr> <tr> <td>非常電話表示灯</td> </tr> <tr> <td>非常駐車帯表示灯</td> </tr> <tr> <td>非常電話非常駐車表示灯</td> </tr> <tr> <td>ラジオ再放送設備</td> <td>整合器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分配器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>終端抵抗器</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 既設アンカーボルトの流用</p> <p>既設アンカーボルトを流用する場合は、全数に対して目視により錆がないかを、打音・接触検査により緩み等がないかを確認し、ノギスでボルトの最小径寸法を測定し最小寸法が確保できていることを確認したうえで、全数に対して強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。</p> <p>上下固定のようにアンカーボルトに引張力が作用しない場合はアンカーボルトの長期許容引張力に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。</p> <p>ただし、表3-3-1の機器の非破壊引張試験にあたっては、第3編3-4-4-4器材の落下防止対策の規定による。</p> <p>(3) 提出書類等</p> <p>3) 工事受注者は アンカーボルトについては、削孔、清掃等の作業手順及び穿孔深さ、締め付けトルクの管理方法を記載した作業手順書を提出するものとする。</p> <p>なお、あと施工アンカーボルト引張試験成績書は、完成図書として納品するものとする。</p> <p>3-3-1-2 耐震据付設計基準 3. 電気通信設備の据付</p>	対象設備	適用する機器	非常警報設備	火災検知器	押ボタン式通報装置	誘導表示板	非常電話案内板	通報装置説明板	非常電話収納箱（壁掛型）	非常電話表示灯	非常駐車帯表示灯	非常電話非常駐車表示灯	ラジオ再放送設備	整合器		分配器		終端抵抗器	<p>改定主旨・根拠</p> <p>条文修正</p> <p>条文追加</p> <p>条文追加</p>
対象設備	適用する機器																																					
非常警報設備	火災検知器																																					
	押ボタン式通報装置																																					
	誘導表示板																																					
	非常電話案内板																																					
	通報装置説明板																																					
	非常電話収納箱（壁掛型）																																					
	非常電話表示灯																																					
	非常駐車帯表示灯																																					
	非常電話非常駐車表示灯																																					
	ラジオ再放送設備	整合器																																				
	分配器																																					
	終端抵抗器																																					
対象設備	適用する機器																																					
非常警報設備	火災検知器																																					
	押ボタン式通報装置																																					
	誘導表示板																																					
	非常電話案内板																																					
	通報装置説明板																																					
	非常電話収納箱（壁掛型）																																					
	非常電話表示灯																																					
	非常駐車帯表示灯																																					
	非常電話非常駐車表示灯																																					
	ラジオ再放送設備	整合器																																				
	分配器																																					
	終端抵抗器																																					

旧 令和4年版							新 朱書き修正							改定主旨・根拠
表3-3-2 建築物内に設置される電気通信設備の据付設計水平（鉛直） 入力加速度 K_{SH} 、 K_{SV} （重心位置に加わる加速度） 単位：m/s ²							表3-3-2 建築物及び地表に設置される電気通信設備の据付設計水平（鉛直） 入力加速度 K_{SH} 、 K_{SV} （重心位置に加わる加速度） 単位：m/s ²							地表の追加
	重要機器A		重要機器B		重要機器C			重要機器A		重要機器B		重要機器C		
	水平 K_{SH}	鉛直 K_{SV}	水平 K_{SH}	鉛直 K_{SV}	水平 K_{SH}	鉛直 K_{SV}		水平 K_{SH}	鉛直 K_{SV}	水平 K_{SH}	鉛直 K_{SV}	水平 K_{SH}	鉛直 K_{SV}	
上層階屋上及び塔屋	23.5	5.88	19.6	4.90	15.7	3.92	上層階屋上及び塔屋	23.5	5.88	19.6	4.90	15.7	3.92	
中間階	16.9	4.23	14.1	3.53	11.3	2.82	中間階	16.9	4.23	14.1	3.53	11.3	2.82	
1階及び地階	9.41	2.35	7.84	1.96	6.27	1.57	1階及び地階（地表）	9.41	2.35	7.84	1.96	6.27	1.57	
電気通信設備の水平方向応答倍率=2.0 電気通信設備の鉛直方向応答倍率=1.0の場合							電気通信設備の水平方向応答倍率=2.0 電気通信設備の鉛直方向応答倍率=1.0の場合							

旧 令和4年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

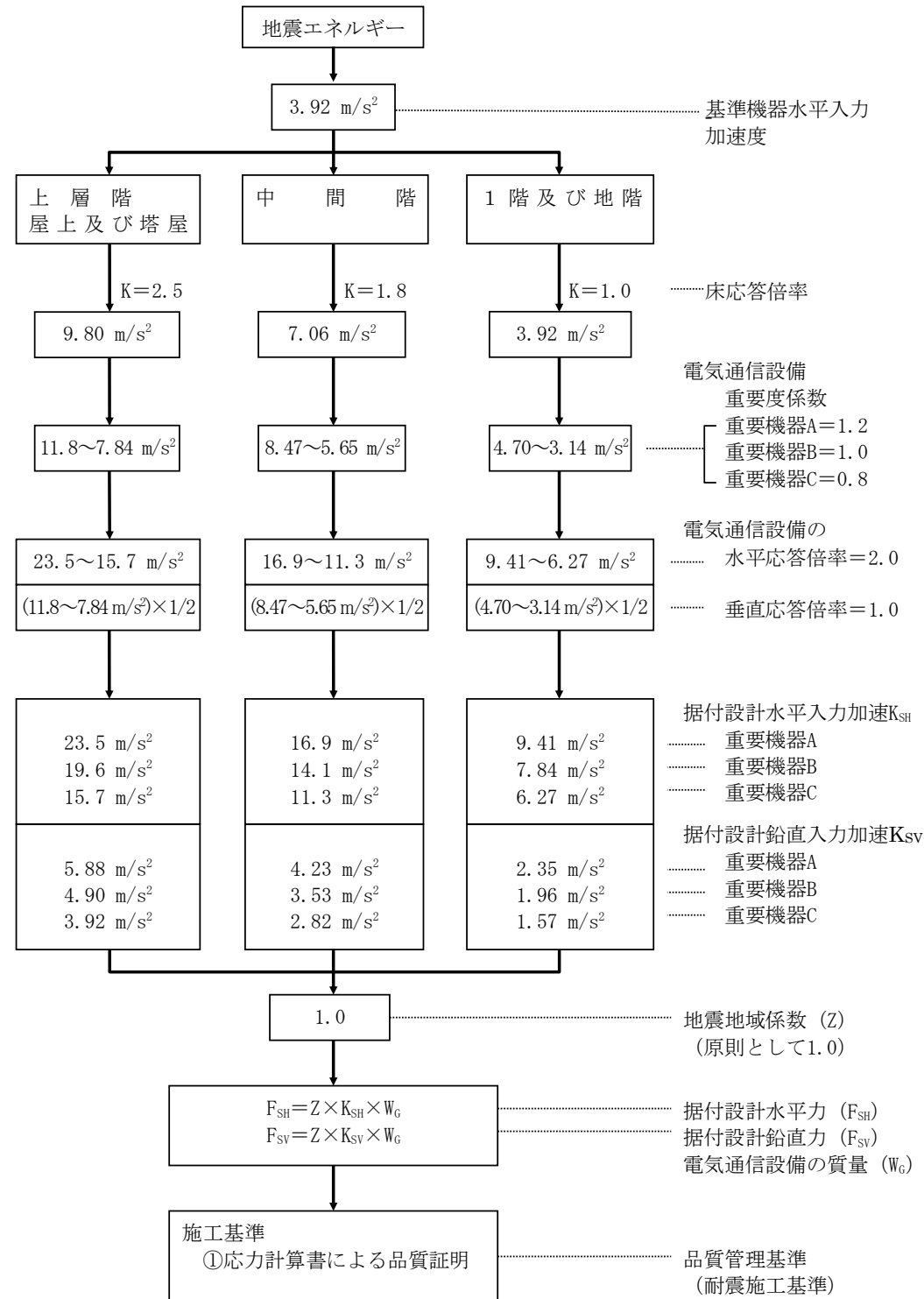


図3-3-2 電気通信設備の耐震据付設計基準の考え方

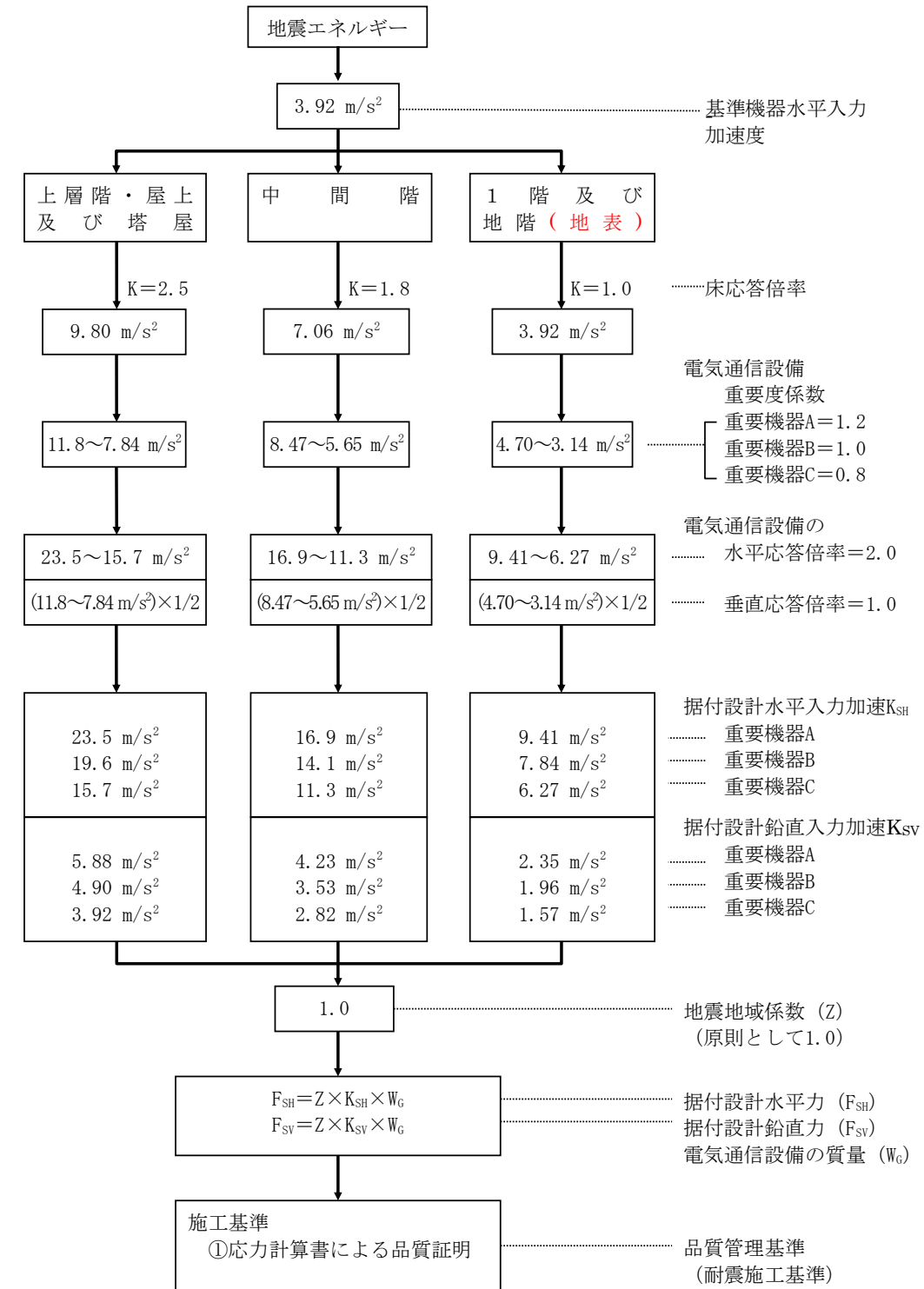


図3-3-2 電気通信設備の耐震据付設計基準の考え方

地表の追加

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">第4章 共通設備工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案） （令和3年3月）</p> <p>国土交通省 光ファイバケーブル施工要領（平成25年3月）</p> <p>国土交通省 雷害対策設計施工要領（案）（平成31年3月）</p> <p>経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令 （令和2年5月）</p> <p>経済産業省 電気設備の技術基準の解釈（平成30年10月）</p> <p>日本建築学会 鋼構造許容応力度設計規準（2019年10月）</p> <p>日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説（2010年11月）</p> <p>建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集（平成31年4月）</p> <p>建設電気技術協会 道路・トンネル照明器材仕様書・同解説 （平成30年版）</p> <p>第3節 一般事項</p> <p>3-4-3-3 各種設備等の据付</p> <p>1. 受注者は、各種設備等の据付にあたっては、設計図書によるほか、以下の事項によるものとし、施工前に各設備の据付に関する第3編第3章設備の耐震基準の規定による強度検討資料の照査結果を提出し、監督職員の確認を受けた上で適切に施工するものとする。</p> <p>(1) 自立型装置及び上下固定型装置の据付</p> <p>9) 装置上部を振れ止め金具を用いて固定する場合は、十分な曲げ応力度を有する鋼材を選定し、その取付けボルトには十分な許容せん断力を有するボルトで固定するものとする。</p> <p>(3) 卓上装置等の据付</p>	<p style="text-align: center;">第4章 共通設備工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案） （令和5年3月）</p> <p>国土交通省 光ファイバケーブル施工要領（平成25年3月）</p> <p>国土交通省 雷害対策設計施工要領（案）（平成31年3月）</p> <p>経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令 （令和4年10月）</p> <p>経済産業省 電気設備の技術基準の解釈（平成30年10月）</p> <p>日本建築学会 鋼構造許容応力度設計規準（2019年10月）</p> <p>日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説（2010年11月）</p> <p>建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集（平成31年4月）</p> <p>建設電気技術協会 道路・トンネル照明器材仕様書・同解説 （平成30年版）</p> <p>第3節 一般事項</p> <p>3-4-3-3 各種設備等の据付</p> <p>1. 受注者は、各種設備等の据付にあたっては、設計図書によるほか、以下の事項によるものとし、施工前に各設備の据付に関する第3編第3章設備の耐震基準の規定による強度検討資料の照査結果を提出し、監督職員の確認を受けた上で適切に施工するものとする。</p> <p>(1) 自立型装置及び上下固定型装置の据付</p> <p>9) 装置上部を振れ止め金具を用いて固定する場合、十分な許容曲げ応力度を有する鋼材を選定し、その取付けボルトには十分な許容せん断力を有するボルトで固定するものとする。</p> <p>(3) 卓上装置等の据付</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>諸法令の改定にもなう</p> <p>誤記訂正</p>

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>1) 地震時に、卓上装置や端末設備等が水平移動または卓上から落下等しないように、耐震用品等で固定するものとする。</p> <p>2) 卓上に設置する場合は、移動または転倒などを防止するために耐震用品等で固定するものとし、卓の脚は、床面にアングル等で固定するものとする。</p> <p>3-4-3-4 各種設備の落下防止</p> <p>1. 第三者被害の懸念を有する壁面及び天井面にあと施工アンカーボルト等により設備等を設置する場合は、落下防止措置のうち2種類以上の異なる種類を組合せたM8以上のボルト、ナット（以下「二重落下防止の対策が施されたボルト、ナット」という。）を選定するものとする。</p> <p>なお、二重ナットも落下防止措置の1種類として取り扱うものとする。また、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合いマーク）を施工するものとする。</p> <p>2. 第三者被害の懸念を有する以下の設備にあつては、さらにワイヤロープ等で接続するものとする。</p> <p>ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できるCCTV設備においては、ワイヤロープ等による対策は求めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CCTV設備 ・ トンネル照明設備 ・ 道路照明設備 <p>「第三者被害の懸念を有する」とは、設置場所が一般者の立ち入りを制限した場所以外を指す。</p> <p>3. ワイヤロープの安全率は、破断荷重をロープにかかる静荷重の最大値で除した値とし、10倍以上とする。</p> <p>4. ワイヤロープを固定する金具、あと施工アンカーボルト等は、同様にロープにかかる静荷重の10倍以上の許容引張荷重（短期荷重用）を受け止める耐力を有することとし、あと施工アンカーボルトにあつては、あと施工アンカーボルトの規格、施工面（壁面・天井）、施工班、施工日毎に3%（最低</p>	<p>1) 地震時に、卓上装置や端末設備等が水平移動または卓上から落下等しないように、耐震用品等で固定するものとする。</p> <p>2) 卓上に設置する場合は、移動または転倒などを防止するために耐震用品等で固定するものとし、卓の脚はスラブ（耐震施工がされているフリーアクセスの場合はフリーアクス）に固定する。</p> <p>3-4-3-4 各種設備の落下防止</p> <p>1. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所において、壁面及び天井面にあと施工アンカーボルト等により設備等を設置する場合は、落下防止措置のうち2種類以上の異なる種類を組合せたM8以上のボルト、ナット（以下「二重落下防止の対策が施されたボルト、ナット」という。）を選定するものとする。</p> <p>なお、二重ナットも落下防止措置の1種類として取り扱うものとする。また、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合いマーク）を施工するものとする。</p> <p>2. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所に設置される以下の設備にあつては、さらにワイヤロープ等で接続するものとする。</p> <p>ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できるCCTV設備においては、ワイヤロープ等による対策は求めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CCTV設備 ・ トンネル照明設備 ・ 道路照明設備 <p>「設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所」とは、設置場所が一般の立ち入りを制限した場所以外をいう。</p> <p>3. ワイヤロープの安全率は、破断荷重をロープにかかる固定荷重の最大値で除した値とし、10倍以上とする。</p> <p>4. ワイヤロープを固定する金具、あと施工アンカーボルト等の許容荷重は短期荷重用を用いる。</p> <p>ワイヤロープを固定する金具、あと施工アンカーボルト等は、ワイヤロープにかかる固定荷重の10倍を受け止める耐力を有すること。</p>	<p>施工方法の明記</p> <p>条文修正</p> <p>条文修正</p> <p>条文修正</p> <p>条文修正</p> <p>条文修正</p>

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																
<p>3本) 以上の本数をあと施工アンカーボルトの許容引張荷重 (短期荷重用) により、非破壊引張試験を実施するものとする。</p> <p>3-4-3-5 各種設備等の調整</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、据付完了後、各機器の単体調整を行うとともに、施工する設備の機能を十分満足するよう、対向調整及び総合調整を行うものとし、機能性能を十分満足するまで行うものとする。 受注者は、設計図書によるほか、「電気通信設備工事施工管理基準及び規格値 (案)」の各項目に基づき試験及び調整を行うものとする。 受注者は、調整完了後、監督職員に試験及び調整した結果を試験成績書に記載して提出し、確認を受けるものとする。 <p>第4節 共通事項</p> <p>3-4-4-4 器材の落下防止</p> <ol style="list-style-type: none"> 第三者被害の懸念を有する壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルトナット部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング (合いマーク) を施工するものとする。 壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、あと施工アンカーボルトの規格、施工面 (壁面・天井)、施工班、施工日毎に3% (最低3本) 以上の本数を静荷重の10倍、またはあと施工アンカーボルトの許容引張荷重 (長期荷重用) のいずれか大きい値により、非破壊引張試験を実施するものとする。 <p style="text-align: center;">表 3-4-2 あと施工アンカーボルトの落下防止対策</p> <table border="1" data-bbox="172 1810 1264 1944"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>落下対策の処置</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">CCTV 設備</td> <td>本体の固定方法</td> <td>「3-4-3-4 各種設備の落下防</td> </tr> <tr> <td>落下防止ワイヤの固定</td> <td>問わない</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	落下対策の処置	適用	CCTV 設備	本体の固定方法	「3-4-3-4 各種設備の落下防	落下防止ワイヤの固定	問わない	<p>あと施工アンカーボルトにあつては、あと施工アンカーボルトの規格、施工面 (壁面・天井)、施工班、施工日毎に3% (最低3本) 以上の本数をあと施工アンカーボルトの許容引張荷重 (短期荷重用) により、非破壊引張試験を実施するものとする。</p> <p>3-4-3-5 各種設備等の調整</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、据付完了後、各機器の単体調整を行うとともに、施工する設備の機能を満足するよう、対向調整及び総合調整を行うものとする。 受注者は、設計図書によるほか、「電気通信設備工事施工管理基準及び規格値 (案)」の各項目に基づき試験及び調整を行うものとする。 受注者は、調整完了後、監督職員に試験及び調整した結果を記載した試験成績書を提出するものとする。 <p>第4節 共通事項</p> <p>3-4-4-4 器材の落下防止</p> <ol style="list-style-type: none"> 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所において、壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルトナット部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング (合いマーク) を施工するものとする。 壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、あと施工アンカーボルトの規格、施工面 (壁面・天井)、施工班、施工日毎に3% (最低3本) 以上の本数を固定荷重の10倍、またはあと施工アンカーボルトの許容引張荷重 (長期荷重用) のいずれか大きい値により、非破壊引張試験を実施するものとする。 <p style="text-align: center;">表 3-4-2 あと施工アンカーボルトの落下防止対策</p> <table border="1" data-bbox="1448 1810 2540 1944"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>落下対策の処置</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">CCTV 設備</td> <td>本体の固定方法</td> <td>「3-4-3-4 各種設備の落下防</td> </tr> <tr> <td>落下防止用ワイヤロー</td> <td>問わない</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	落下対策の処置	適用	CCTV 設備	本体の固定方法	「3-4-3-4 各種設備の落下防	落下防止 用ワイヤロー	問わない	<p>改定主旨・根拠</p> <p>条文修正</p> <p>条文修正</p> <p>条文修正</p> <p>誤記訂正</p>
設備名	落下対策の処置	適用																
CCTV 設備	本体の固定方法	「3-4-3-4 各種設備の落下防																
	落下防止ワイヤの固定	問わない																
設備名	落下対策の処置	適用																
CCTV 設備	本体の固定方法	「3-4-3-4 各種設備の落下防																
	落下防止 用ワイヤロー	問わない																

旧 令和4年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠
	方法		止」に適用		プの固定方法		止」に適用	
トンネル照明設備	本体の固定方法	二重落下防止		トンネル照明設備	本体の固定方法	二重落下防止		
	落下防止ワイヤの固定方法	問わない			落下防止用ワイヤロープの固定方法	問わない		
道路照明設備（ポール照明）	本体の固定方法	貫通ボルト及び落下防止ワイヤによる。		道路照明設備（ポール照明）	本体の固定方法	貫通ボルト及び落下防止用ワイヤロープによる。		
	落下防止ワイヤの固定方法	該当なし			落下防止用ワイヤロープの固定方法	該当なし		
器材	器材の固定方法	二重落下防止	「3-4-4-4 器材の落下防止」に適用	器材	器材の固定方法	二重落下防止	「3-4-4-4 器材の落下防止」に適用	
（二重落下防止の対策が施されたボルトナット：「二重落下防止」と略する。）				（二重落下防止の対策が施されたボルトナット：「二重落下防止」と略する。）				
第5節 配管・配線工				第5節 配管・配線工				
3-4-5-2 屋内露出配管				3-4-5-2 屋内露出配管				表番号繰り下がり
1. 金属管配管				1. 金属管配管				
(3) 管の接続				(3) 管の接続				
4) ボンディングに用いる接続線は、表3-4-2に示す軟銅線を使用する。ただし、低圧電動機に至る配管に施すボンディングの接続線は、表3-4-3でもよいものとする。				4) ボンディングに用いる接続線は、表3-4-3に示す軟銅線を使用する。ただし、低圧電動機に至る配管に施すボンディングの接続線は、表3-4-4でもよいものとする。				表番号繰り下がり
表3-4-2 ボンド線の太さ				表3-4-3 ボンド線の太さ				
配線用遮断器などの定格電流 (A)		ボンド線の太さ		配線用遮断器などの定格電流 (A)		ボンド線の太さ		
100 以下		2.0mm 以上		100 以下		2.0mm 以上		
225 以下		5.5mm ² 以上		225 以下		5.5mm ² 以上		
600 以下		14.0mm ² 以上		600 以下		14.0mm ² 以上		
表3-4-3 電動機用配管のボンド線の太さ				表3-4-4 電動機用配管のボンド線の太さ				表番号繰り下がり
200V級電動機	400V級電動機	ボンド線の太さ		200V級電動機	400V級電動機	ボンド線の太さ		
7.5kW 以下	15kW以下	2.0mm 以上		7.5kW 以下	15kW以下	2.0mm 以上		
22.0kW 以下	45kW以下	5.5mm ² 以上		22.0kW 以下	45kW以下	5.5mm ² 以上		

旧 令和4年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠																								
37.0kW 以下	75kW以下	14.0mm ² 以上	37.0kW 以下	75kW以下	14.0mm ² 以上																									
<p>3-4-5-5 屋内配線</p> <p>2. 通 線</p> <p>(1) 管内配線</p> <p>3) 垂直に敷設する管内の電線などの支持間隔は、表3-4-4によるものとし、ボックス内で支持すること。</p> <p style="text-align: center;">表3-4-4 垂直管路内の電線支持間隔</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>電線の太さ (mm²)</th> <th>支持間隔 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>38 以下</td><td>30 以下</td></tr> <tr><td>100 以下</td><td>25 以下</td></tr> <tr><td>150 以下</td><td>20 以下</td></tr> <tr><td>250 以下</td><td>15 以下</td></tr> <tr><td>250 超過</td><td>12 以下</td></tr> </tbody> </table>			電線の太さ (mm ²)	支持間隔 (m)	38 以下	30 以下	100 以下	25 以下	150 以下	20 以下	250 以下	15 以下	250 超過	12 以下	<p>3-4-5-5 屋内配線</p> <p>2. 通 線</p> <p>(1) 管内配線</p> <p>3) 垂直に敷設する管内の電線などの支持間隔は、表3-4-5によるものとし、ボックス内で支持すること。</p> <p style="text-align: center;">表3-4-5 垂直管路内の電線支持間隔</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>電線の太さ (mm²)</th> <th>支持間隔 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>38 以下</td><td>30 以下</td></tr> <tr><td>100 以下</td><td>25 以下</td></tr> <tr><td>150 以下</td><td>20 以下</td></tr> <tr><td>250 以下</td><td>15 以下</td></tr> <tr><td>250 超過</td><td>12 以下</td></tr> </tbody> </table>			電線の太さ (mm ²)	支持間隔 (m)	38 以下	30 以下	100 以下	25 以下	150 以下	20 以下	250 以下	15 以下	250 超過	12 以下	表番号繰り下がり
電線の太さ (mm ²)	支持間隔 (m)																													
38 以下	30 以下																													
100 以下	25 以下																													
150 以下	20 以下																													
250 以下	15 以下																													
250 超過	12 以下																													
電線の太さ (mm ²)	支持間隔 (m)																													
38 以下	30 以下																													
100 以下	25 以下																													
150 以下	20 以下																													
250 以下	15 以下																													
250 超過	12 以下																													
<p>第6節 配線器具設置工</p> <p>3-4-6-1 ダクト取付</p> <p>3. バスダクト</p> <p>(2) ダクトの接続</p> <p>4) ボンディングに用いる接続線は、表3-4-5に示す太さの軟銅線、銅帯または平編すずめつき銅線とする。</p> <p style="text-align: center;">表3-4-5 ボンド線の太さ</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>配線用遮断器などの定格電流 (A)</th> <th>ボンド線の太さ (mm²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>400 以下</td><td>22 以上</td></tr> <tr><td>600 以下</td><td>38 以上</td></tr> <tr><td>1000 以下</td><td>60 以上</td></tr> <tr><td>1200 以下</td><td>100 以上</td></tr> </tbody> </table>			配線用遮断器などの定格電流 (A)	ボンド線の太さ (mm ²)	400 以下	22 以上	600 以下	38 以上	1000 以下	60 以上	1200 以下	100 以上	<p>第6節 配線器具設置工</p> <p>3-4-6-1 ダクト取付</p> <p>3. バスダクト</p> <p>(2) ダクトの接続</p> <p>4) ボンディングに用いる接続線は、表3-4-6に示す太さの軟銅線、銅帯または平編すずめつき銅線とする。</p> <p style="text-align: center;">表3-4-6 ボンド線の太さ</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>配線用遮断器などの定格電流 (A)</th> <th>ボンド線の太さ (mm²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>400 以下</td><td>22 以上</td></tr> <tr><td>600 以下</td><td>38 以上</td></tr> <tr><td>1000 以下</td><td>60 以上</td></tr> <tr><td>1200 以下</td><td>100 以上</td></tr> </tbody> </table>			配線用遮断器などの定格電流 (A)	ボンド線の太さ (mm ²)	400 以下	22 以上	600 以下	38 以上	1000 以下	60 以上	1200 以下	100 以上	表番号繰り下がり				
配線用遮断器などの定格電流 (A)	ボンド線の太さ (mm ²)																													
400 以下	22 以上																													
600 以下	38 以上																													
1000 以下	60 以上																													
1200 以下	100 以上																													
配線用遮断器などの定格電流 (A)	ボンド線の太さ (mm ²)																													
400 以下	22 以上																													
600 以下	38 以上																													
1000 以下	60 以上																													
1200 以下	100 以上																													
<p>3-4-6-2 ケーブルラック設置</p> <p>ケーブルラック取付けは、以下によるものとする。</p> <p>(7) 第三者被害の懸念を有する壁面又は天井面にあと施工アンカーボル</p>			<p>3-4-6-2 ケーブルラック設置</p> <p>ケーブルラック取付けは、以下によるものとする。</p> <p>(7) 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所において、</p>			条文修正																								

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																
<p>トによりケーブルラックを設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合いマーク）を施工するものとする。</p> <p>第7節 通信配線工</p> <p>3-4-7-2 電線・ケーブル敷設</p> <p>2. 通信屋内配線</p> <p>(2) 配 線</p> <p>1) 管内配線</p> <p>管内配線は、第3編3-4-5-5 屋内配線2項(1)の1)～2)及び4)の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>垂直に敷設する管路内のケーブルは、表3-4-6に示す間隔でボックス内にて支持すること。</p> <p style="text-align: center;">表3-4-6 垂直管路内のケーブル支持間隔</p> <table border="1" data-bbox="320 1213 1136 1310"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>支持間隔 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信ケーブル</td> <td>12.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-4-7-3 通信架空配線</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(2) 架空電線と他の管理者の架空電線との接近または交差</p> <p>4) 架空電線の支持物と低高圧架空電線との離隔は、表3-4-7に掲げる値以上とする。</p> <p style="text-align: center;">表3-4-7 架空電線の支持物と低高圧架空電線との間の離隔距離 (電技解、第76条より抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="302 1839 1163 1927"> <thead> <tr> <th>架空電線の使用電圧及種別</th> <th>離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低 圧</td> <td>0.3m</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	支持間隔 (m)	通信ケーブル	12.0 以下	架空電線の使用電圧及種別	離隔距離	低 圧	0.3m	<p>壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトによりケーブルラックを設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング（合いマーク）を施工するものとする。</p> <p>第7節 通信配線工</p> <p>3-4-7-2 電線・ケーブル敷設</p> <p>2. 通信屋内配線</p> <p>(2) 配 線</p> <p>1) 管内配線</p> <p>管内配線は、第3編3-4-5-5 屋内配線2項(1)の1)～2)及び4)の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>垂直に敷設する管路内のケーブルは、表3-4-7に示す間隔でボックス内にて支持すること。</p> <p style="text-align: center;">表3-4-7 垂直管路内のケーブル支持間隔</p> <table border="1" data-bbox="1590 1213 2407 1310"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>支持間隔 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信ケーブル</td> <td>12.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-4-7-3 通信架空配線</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(2) 架空電線と他の管理者の架空電線との接近または交差</p> <p>4) 架空電線の支持物と低高圧架空電線との離隔は、表3-4-8に掲げる値以上とする。</p> <p style="text-align: center;">表3-4-8 架空電線の支持物と低高圧架空電線との間の離隔距離 (電技解、第76条より抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1573 1839 2433 1927"> <thead> <tr> <th>架空電線の使用電圧及種別</th> <th>離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低 圧</td> <td>0.3m</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	支持間隔 (m)	通信ケーブル	12.0 以下	架空電線の使用電圧及種別	離隔距離	低 圧	0.3m	<p>改定主旨・根拠</p> <p>表番号繰り下がり</p> <p>表番号繰り下がり</p> <p>表番号繰り下がり</p> <p>表番号繰り下がり</p>
種 類	支持間隔 (m)																	
通信ケーブル	12.0 以下																	
架空電線の使用電圧及種別	離隔距離																	
低 圧	0.3m																	
種 類	支持間隔 (m)																	
通信ケーブル	12.0 以下																	
架空電線の使用電圧及種別	離隔距離																	
低 圧	0.3m																	

旧 令和4年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠																																								
高圧	ケーブル	0.3m		高圧	ケーブル	0.3m																																										
	その他	0.6m			その他	0.6m																																										
<p>(3) 架空電線と低高圧架空電線との交差または接近 架空電線が、低圧または高圧の架空電線と交差または接近する場合の、架空電線と低高圧架空電線との離隔距離は、表3-4-8に掲げる値以上とし、低高圧架空電線の上に設置してはならない。</p> <p>表3-4-8 架空電線と低圧または高圧の低高圧架空電線との交差または接近 (電技解、第76条より抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">架空電線の種類</th> <th colspan="2">架空弱電流電線等</th> </tr> <tr> <th>架空弱電流電線路等の管理者の承諾を得た場合において、架空弱電流電線等が絶縁電線と同等以上の絶縁効力のあるものまたは通信用ケーブルであるとき</th> <th>その他の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">低圧架空電線</td> <td>高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル</td> <td>0.15m</td> <td>0.3m</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.3m</td> <td>0.6m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高圧架空電線</td> <td>ケーブル</td> <td>0.4m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.8m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				架空電線の種類		架空弱電流電線等		架空弱電流電線路等の管理者の承諾を得た場合において、架空弱電流電線等が絶縁電線と同等以上の絶縁効力のあるものまたは通信用ケーブルであるとき	その他の場合	低圧架空電線	高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル	0.15m	0.3m	その他	0.3m	0.6m	高圧架空電線	ケーブル	0.4m		その他	0.8m		<p>(3) 架空電線と低高圧架空電線との交差または接近 架空電線が、低圧または高圧の架空電線と交差または接近する場合の、架空電線と低高圧架空電線との離隔距離は、表3-4-9に掲げる値以上とし、低高圧架空電線の上に設置してはならない。</p> <p>表3-4-9 架空電線と低圧または高圧の低高圧架空電線との交差または接近 (電技解、第76条より抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">架空電線の種類</th> <th colspan="2">架空弱電流電線等</th> </tr> <tr> <th>架空弱電流電線路等の管理者の承諾を得た場合において、架空弱電流電線等が絶縁電線と同等以上の絶縁効力のあるものまたは通信用ケーブルであるとき</th> <th>その他の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">低圧架空電線</td> <td>高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル</td> <td>0.15m</td> <td>0.3m</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.3m</td> <td>0.6m</td> </tr> <tr> <td>高圧架空電線</td> <td>0.4m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧架空電線</td> <td>その他</td> <td>0.8m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				架空電線の種類		架空弱電流電線等		架空弱電流電線路等の管理者の承諾を得た場合において、架空弱電流電線等が絶縁電線と同等以上の絶縁効力のあるものまたは通信用ケーブルであるとき	その他の場合	低圧架空電線	高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル	0.15m	0.3m	その他	0.3m	0.6m	高圧架空電線	0.4m		高圧架空電線	その他	0.8m		表番号繰り下がり
架空電線の種類		架空弱電流電線等																																														
		架空弱電流電線路等の管理者の承諾を得た場合において、架空弱電流電線等が絶縁電線と同等以上の絶縁効力のあるものまたは通信用ケーブルであるとき	その他の場合																																													
低圧架空電線	高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル	0.15m	0.3m																																													
	その他	0.3m	0.6m																																													
高圧架空電線	ケーブル	0.4m																																														
	その他	0.8m																																														
架空電線の種類		架空弱電流電線等																																														
		架空弱電流電線路等の管理者の承諾を得た場合において、架空弱電流電線等が絶縁電線と同等以上の絶縁効力のあるものまたは通信用ケーブルであるとき	その他の場合																																													
低圧架空電線	高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブル	0.15m	0.3m																																													
	その他	0.3m	0.6m																																													
	高圧架空電線	0.4m																																														
高圧架空電線	その他	0.8m																																														
<p>第8節 光ケーブル敷設工</p> <p>3-4-8-6 光ケーブル接続</p> <p>3. 光ケーブルの測定及び試験 光ケーブル敷設後の測定及び試験は、以下の項目について行うものとする。</p> <p>(1) 光ケーブル敷設後の測定及び試験項目</p> <p>4) 外観確認 光ケーブルの外観(損傷・変形のないこと)、敷設状態(無理な捻れ等のないこと)、整理状態(整然と配置されていること)、付属器材類が正しく取り付けられていること等を確認する。</p>				<p>第8節 光ケーブル敷設工</p> <p>3-4-8-6 光ケーブル接続</p> <p>3. 光ケーブルの測定及び試験 光ケーブル敷設後の測定及び試験は、以下の項目について行うものとする。</p> <p>(1) 光ケーブル敷設後の測定及び試験項目</p> <p>4) 外観確認 光ケーブルの外観(損傷・変形のないこと)、敷設状態(無理な捻れ等のないこと)、整理状態(整然と配置されていること)、付属器材類が正しく取り付けられていること等を確認する。</p>				フォントの整合																																								

旧 令和4年版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

第10節 プルボックス設置工

第10節 プルボックス設置工

3-4-10-2 アウトレットボックス設置

3-4-10-2 アウトレットボックス設置

1. 金属管用

1. 金属管用

(4) 位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分は、表3-4-10及び表3-4-11に示すボックス以上のものとする。

(4) 位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分は、表3-4-10及び表3-4-11に示すボックス以上のものとする。

なお、取付け場所の状況により、同容積以上のボックスとしてもよい。

なお、取付け場所の状況により、同容積以上のボックスとしてもよい。

表3-4-9 隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分

表3-4-10 隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分

取付位置		配管状況	ボックスの種別
天井 スラブ内		(22) または (E25) 以下の配管4本以下	中形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75
		(22) または (E25) 以下の配管5本以下	大形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75
		(28) または (E31) 以下の配管4本以下	大形四角コンクリートボックス54
天井 スラブ以外 (床を含む)	スイッチ用 位置ボックス	連用スイッチ3個以下	1個用スイッチボックスまたは中形四角アウトレットボックス44
		連用スイッチ6個以下 連用スイッチ9個以下	2個用スイッチボックスまたは中形四角アウトレットボックス44 3個用スイッチボックス
	照明器具用、 コンセント用 位置ボックス など	(22) または (E25) 以下の配管4本以下	中形四角アウトレットボックス44
(22) または (E25) 以下の配管5本以下		大形四角アウトレットボックス44	
(28) または (E31) の配管4本以下		大形四角アウトレットボックス54	

取付位置		配管状況	ボックスの種別
天井 スラブ内		(22) または (E25) 以下の配管4本以下	中形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75
		(22) または (E25) 以下の配管5本以下	大形四角コンクリートボックス54または八角コンクリートボックス75
		(28) または (E31) 以下の配管4本以下	大形四角コンクリートボックス54
天井 スラブ以外 (床を含む)	スイッチ用 位置ボックス	連用スイッチ3個以下	1個用スイッチボックスまたは中形四角アウトレットボックス44
		連用スイッチ6個以下 連用スイッチ9個以下	2個用スイッチボックスまたは中形四角アウトレットボックス44 3個用スイッチボックス
	照明器具用、 コンセント用 位置ボックス など	(22) または (E25) 以下の配管4本以下	中形四角アウトレットボックス44
(22) または (E25) 以下の配管5本以下		大形四角アウトレットボックス44	
(28) または (E31) の配管4本以下		大形四角アウトレットボックス54	

[備考] 連用スイッチには、連用形のパイロットランプ、接地端子、リモコンスイッチなどを含む。

[備考] 連用スイッチには、連用形のパイロットランプ、接地端子、リモコンスイッチなどを含む。

表3-4-10 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分

表3-4-11 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分

用途	配管状況	ボックスの種別
----	------	---------

用途	配管状況	ボックスの種別
----	------	---------

表番号繰り下がり

表番号繰り下がり

旧 令和4年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
照明器具用などの位置ボックス及びジョイントボックス	(22) または (E25) 以下の配管4本以下	丸形露出ボックス (直径89mm)	照明器具用などの位置ボックス及びジョイントボックス	(22) または (E25) 以下の配管4本以下	丸形露出ボックス (直径89mm)	表番号繰り下がり 表番号繰り下がり 表番号繰り下がり
	(28) または (E31) 以下の配管4本以下	丸形露出ボックス (直径100mm)		(28) または (E31) 以下の配管4本以下	丸形露出ボックス (直径100mm)	
スイッチ用及びコンセント用位置ボックス	連用スイッチまたは連用コンセント3個以下	露出1個用スイッチボックス	スイッチ用及びコンセント用位置ボックス	連用スイッチまたは連用コンセント3個以下	露出1個用スイッチボックス	
	連用スイッチまたは連用コンセント6個以下	露出2個用スイッチボックス		連用スイッチまたは連用コンセント6個以下	露出2個用スイッチボックス	
	連用スイッチまたは連用コンセント9個以下	露出3個用スイッチボックス		連用スイッチまたは連用コンセント9個以下	露出3個用スイッチボックス	
[備考] 連用スイッチ及び連用コンセントには、連用形のパイロットランプ、接地端子、リモコンスイッチなどを含む。			[備考] 連用スイッチ及び連用コンセントには、連用形のパイロットランプ、接地端子、リモコンスイッチなどを含む。			
2. 合成樹脂管用 (1) 合成樹脂管で配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックスなどは、本条1項の規定による。ただし、表3-4-10露配出管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分で丸形露出ボックス (直径89mm) は直径87mmとする。 (2) 合成樹脂製可とう管による配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックスなどは、第3編3-4-5-2屋内露出配管1項(1)～(3)の規定によるほか、以下によるものとする。 1) 隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックスなどの使用区分は、表3-4-11に示すボックス以上のものとする。 2) 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスなどの使用区分は、表3-4-10 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分に示すボックス以上のものとする。 ただし、丸形露出ボックス (直径89mm) は直径87mmとする。 3) 合成樹脂製可とう管配線からケーブル配線に移行する箇所には、ジョイントボックスを設けるものとする。			2. 合成樹脂管用 (1) 合成樹脂管で配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックスなどは、本条1項の規定による。ただし、表3-4-11露配出管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分で丸形露出ボックス (直径89mm) は直径87mmとする。 (2) 合成樹脂製可とう管による配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックスなどは、第3編3-4-5-2屋内露出配管1項(1)～(3)の規定によるほか、以下によるものとする。 1) 隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックスなどの使用区分は、表3-4-12に示すボックス以上のものとする。 2) 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスなどの使用区分は、表3-4-11露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分に示すボックス以上のものとする。 ただし、丸形露出ボックス (直径89mm) は直径87mmとする。 3) 合成樹脂製可とう管配線からケーブル配線に移行する箇所には、ジョイントボックスを設けるものとする。			
表3-4-11 隠ぺい配管の位置ボックス及びジョイントボックスの使用区分			表3-4-12 隠ぺい配管の位置ボックス及びジョイントボックスの使用区分			
取付位置	配管状況	ボックスの種別	取付位置	配管状況	ボックスの種別	

旧 令和4年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠	
天井スラブ内		(16)の配管5本以下、または(22)の配管3本以下	中形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75	天井スラブ内		(16)の配管5本以下、または(22)の配管3本以下	中形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75	全体構成変更 雷害対策設計施工 要領(案)・同解説との整合	
		(16)の配管6本、または(22)の配管4本	大形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75			(16)の配管6本、または(22)の配管4本	大形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75		
天井スラブ以外 (床を含む)	スイッチ用位置ボックス	連用スイッチ3個以下	1個用スイッチボックスまたは中形四角 アウトレットボックス44	天井スラブ以外 (床を含む)	スイッチ用位置ボックス	連用スイッチ3個以下	1個用スイッチボックスまたは中形四角 アウトレットボックス44		
		連用スイッチ6個以下	2個用スイッチボックスまたは中形四角 アウトレットボックス44			連用スイッチ6個以下	2個用スイッチボックスまたは中形四角 アウトレットボックス44		
		連用スイッチ9個以下	3個用スイッチボックス			連用スイッチ9個以下	3個用スイッチボックス		
照明器具用、コンセント用位置ボックスなど	(16)の配管5本または(22)の配管3本以下	中形四角アウトレットボックス44	照明器具用、コンセント用位置ボックスなど	(16)の配管5本または(22)の配管3本以下	中形四角アウトレットボックス44				
	(16)の配管6本以下、または(22)の配管4本以下	大形四角アウトレットボックス44		(16)の配管6本以下、または(22)の配管4本以下	大形四角アウトレットボックス44				
	(28)の配管2本以下	大形四角アウトレットボックス54		(28)の配管2本以下	大形四角アウトレットボックス54				
[備考] 連用スイッチには、連用形のパイロットランプ、接地端子及びリモコンスイッチを含む。				[備考] 連用スイッチには、連用形のパイロットランプ、接地端子及びリモコンスイッチを含む。					
第15節 雷保護設備工 3-4-15-1 雷保護システム(LPS)設置 2. 受雷部システムの取付 (1) 突針の取付けは、以下によるものとする。 1) 突針を突針支持金物に取付けるときは、ねじ込んで接続すること。 なお、ねじ込みでない場合でも、機械的に堅固に取付け接続する。 2) 突針と引下げ導線の接続は、導線を差込んでねじ止めし、ろう付けを施すものとする。 3) 突針支持金物及び取付金具は、風圧に耐え得るように建造物に堅固に取付けるものとする。 (2) 水平導体又はメッシュ導体(以下、水平導体等)を敷設する場合には、太さ38mm ² 以上の銅より線、t3mm×25mm以上の大きさの銅帯またはt4mm×25mm以上の大きさのアルミ帯を、約0.6m以下ごとに金物を用いて取付け、30m以下ごとに伸縮装置を設ける。 なお、水平導体等の支持及び接続部分は、異種金属接触による腐食を起さないように行い、その接続方法は、以下によるものとする。 1) 銅帯の接続は、黄銅ろう付けまたは継手を用いた方法とする。				第15節 雷保護設備工 3-4-15-1 雷保護システム(LPS)設置 2. 外部雷保護システム (1) 突針の取付けは、以下によるものとする。 1) 突針を突針支持金物に取付けるときは、ねじ込んで接続すること。 なお、ねじ込みでない場合でも、機械的に堅固に取付け接続する。 2) 突針と引下げ導線の接続は、導線を差込んでねじ止めし、ろう付けを施すものとする。 3) 突針支持金物及び取付金具は、風圧に耐え得るように建造物に堅固に取付けるものとする。 (2) 水平導体又はメッシュ導体(以下、水平導体等)を敷設する場合には、太さ38mm ² 以上の銅より線、t3mm×25mm以上の大きさの銅帯またはt4mm×25mm以上の大きさのアルミ帯を、約0.6m以下ごとに金物を用いて取付け、30m以下ごとに伸縮装置を設ける。 なお、水平導体等の支持及び接続部分は、異種金属接触による腐食を起さないように行い、その接続方法は、以下によるものとする。 1) 銅帯の接続は、黄銅ろう付けまたは継手を用いた方法とする。					

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>2) アルミ帯の接続は、継手を用いた方法とする。</p> <p>3. 接地極システムの埋設</p> <p>(1) 接地極は、地下0.75m以上の深さに埋設すること。</p> <p>(2) 接地極に銅板を使用する場合は、t1.5mm×900mm×900mm以上の銅板とし、引下げ導線と接地極との接続は、黄銅ろう付け、銀ろう付け、テルミット法による接続または三ツ手型（銅）端子による接続とする。</p> <p>なお、銅板を設置した後は、土を固く突固め地面をもとに復旧する。</p> <p>(3) 1条の引下げ導線に2個以上の接地極を接続する場合は、その間隔を2m以上とし、地下0.75m以上の深さのところ、太さ22mm²以上の銅より線で接続する。</p> <p>(4) 接地極及び埋設地線は、ガス管から1.5m以上離隔すること。</p> <p>(5) 接地抵抗低減剤を使用する場合は、監督職員の承諾を得て使用すること。</p> <p>4. 引下げ導線システムの敷設</p> <p>(1) 引下げ導線の支持は、銅または黄銅製の止め金具を使用して取付けるものとする。</p> <p>(2) 引下げ導線は、その長さが最も短くなるように施設する。</p> <p>なお、やむを得ない場合は、直角に曲げてもしつかえないが、コの字形に曲げる場合には、引下げ導線の最も近接する2点間の距離が、コの字形の導線長及び保護レベルに応じた安全離隔距離（(JIS A 4201(2003)3.2 外部雷保護システムの絶縁)による）以上となるように敷設する。</p> <p>(3) 引下げ導線を垂直に引下げる部分は約1mごとに、水平に敷設する部分は約0.6mごとに支持すること。</p> <p>(4) 引下げ導線が地中に入る部分、その他導体を保護する必要のある箇所には、ステンレス管（非磁性のものに限る。）、合成樹脂管などを使用して地上2.5m、地下0.75mの部分の保護すること。</p> <p>(5) 引下げ導線の途中接続は避け、やむを得ず接続する場合は、導線接続器を使用し、引下げ導線と接続器の接続は、ろう付けを完全に施すものとする。</p> <p>5. 引下げ導線と他の工作物との離隔</p>	<p>2) アルミ帯の接続は、継手を用いた方法とする。</p> <p>(3) 地極システムの埋設</p> <p>1) 接地極は、地下0.75m以上の深さに埋設すること。</p> <p>2) 接地極に銅板を使用する場合は、t1.5mm×900mm×900mm以上の銅板とし、引下げ導線と接地極との接続は、黄銅ろう付け、テルミット法による接続とする。</p> <p>なお、銅板を設置した後は、土を固く突固め地面をもとに復旧する。</p> <p>3) 1条の引下げ導線に2個以上の接地極を接続する場合は、その間隔を2m以上とし、地下0.75m以上の深さのところ、太さ22mm²以上の銅より線で接続する。</p> <p>4) 接地極及び埋設地線は、ガス管から1.5m以上離隔すること。</p> <p>5) 接地抵抗低減剤を使用する場合は、監督職員の承諾を得て使用すること。</p> <p>(4) 引下げ導線システムの敷設</p> <p>1) 引下げ導線の支持は、銅または黄銅製の止め金具を使用して取付けるものとする。</p> <p>2) 引下げ導線は、その長さが最も短くなるように施設する。</p> <p>なお、やむを得ない場合は、直角に曲げてもしつかえないが、コの字形に曲げる場合には、引下げ導線の最も近接する2点間の距離が、コの字形の導線長及び保護レベルに応じた安全離隔距離（(JIS A 4201(2003)3.2 外部雷保護システムの絶縁)による）以上となるように敷設する。</p> <p>3) 引下げ導線を垂直に引下げる部分は約1mごとに、水平に敷設する部分は約0.6mごとに支持すること。</p> <p>4) 引下げ導線が地中に入る部分、その他導体を保護する必要のある箇所には、ステンレス管（非磁性のものに限る。）、合成樹脂管などを使用して地上2.0m、地下0.75mの部分の保護すること。</p> <p>5) 引下げ導線の途中接続は避け、やむを得ず接続する場合は、導線接続器を使用し、引下げ導線と接続器の接続は、ろう付けを完全に施すものとする。</p> <p>(5) 引下げ導線と他の工作物との離隔</p>	<p>電技に整合</p>

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(1) 引下げ導線及び水平導体等は、電力線、通信線またはガス管から1.5m以上離隔すること。</p> <p>(2) 引下げ導線及び水平導体等から、距離1.5m以下に近接する雨どい、鉄管、鉄はしごなどの金属体は、引下げ導線に接続すること。引下げ導線は、JIS A 4201（建築物等の雷保護）の規定に準じるものとする。</p> <p>(3) 引下げ導線及び水平導体等と前項（1）及び（2）の工作物との間に静電的遮へい物がある場合は、前項（1）または（2）を適用しないものとする。</p> <p>6. 鉄骨と引下げ導線との接続</p> <p>鉄骨コンクリート造りなどの建物で、引下げ導線の一部を鉄骨または鉄筋で代替する場合の引下げ導線と受雷部、鉄骨などとの接続は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 引下げ導線を鉄骨または鉄筋に接続する場合は、銅板を黄銅ろう付けした鉄板を鉄骨または鉄筋に溶接し、それに引下げ導線を接続した接続端子を取付ける。ただし、引下げ導線を直接鉄板にテルミット溶接する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 鉄板の厚さは6mmとし、大きさは鉄骨に溶接する場合にあっては50mm×100mm、鉄筋に溶接する場合は75mm幅で、主鉄筋2本に溶接可能な長さとする。</p> <p>(3) 銅板の厚さは3mmとし、大きさは接続端子が接続できる大きさとする。</p> <p>(4) 引下げ導線を接続端子に取付ける場合は、接続端子に引下げ導線を差込み、黄銅ねじ2本で締付けた後、はんだを充填する。</p> <p>(5) 接続端子と鉄板との接続は、9.6φの黄銅ボルト2本で行うものとする。</p> <p>(6) 溶接部が露出の場合は、接続部分に防食塗装を塗布すること。</p> <p>3-4-15-2 外部雷保護システムの設置</p> <p>避雷器等は、「電気設備の技術基準の解釈第37条（避雷器等の施設）」及び「雷害対策設計施工要領(案)」により設置する。</p> <p>3-4-15-3 内部雷保護システムの設置</p>	<p>1) 引下げ導線及び水平導体等は、電力線、通信線またはガス管から1.5m以上離隔すること。</p> <p>2) 引下げ導線及び水平導体等から、距離1.5m以下に近接する雨どい、鉄管、鉄はしごなどの金属体は、引下げ導線に接続すること。引下げ導線は、JIS A 4201（建築物等の雷保護）の規定に準じるものとする。</p> <p>3) 引下げ導線及び水平導体等と前項（1）及び（2）の工作物との間に静電的遮へい物がある場合は、前項（1）または（2）を適用しないものとする。</p> <p>(6) 鉄骨と引下げ導線との接続</p> <p>鉄骨コンクリート造りなどの建物で、引下げ導線の一部を鉄骨または鉄筋で代替する場合の引下げ導線と受雷部、鉄骨などとの接続は、以下によるものとする。</p> <p>1) 引下げ導線を鉄骨または鉄筋に接続する場合は、銅板を黄銅ろう付けした鉄板を鉄骨または鉄筋に溶接し、それに引下げ導線を接続した接続端子を取付ける。ただし、引下げ導線を直接鉄板にテルミット溶接する場合は、この限りでない。</p> <p>2) 鉄板の厚さは6mmとし、大きさは鉄骨に溶接する場合にあっては50mm×100mm、鉄筋に溶接する場合は75mm幅で、主鉄筋2本に溶接可能な長さとする。</p> <p>3) 銅板の厚さは3mmとし、大きさは接続端子が接続できる大きさとする。</p> <p>4) 引下げ導線を接続端子に取付ける場合は、接続端子に引下げ導線を差込み、黄銅ねじ2本で締付けた後、はんだを充填する。</p> <p>5) 接続端子と鉄板との接続は、9.6φの黄銅ボルト2本で行うものとする。</p> <p>6) 溶接部が露出の場合は、接続部分に防食塗装を塗布すること。</p> <p>3. 内部雷保護システム</p> <p>避雷器等は、「電気設備の技術基準の解釈第37条（避雷器等の施設）」及び「雷害対策設計施工要領(案)」により設置するものとし、内部雷保護システムの設置にあっては次によるものとする。</p>	

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																																																																														
<p>内部雷保護システムの設置にあつては次によるものとする。</p> <p>(1) ボンディング用導体は適切な断面積を有すること。</p> <p>(2) サージプロテクトデバイス（SPD）とボンディング用導体との接続は0.5m以下とすること。</p> <p>第16節 接地設置工</p> <p>3-4-16-1 接地線</p> <p>接地線は、緑色または緑／黄色のビニル電線を使用し、その太さは、以下によるものとする。</p> <p>ただし、ビニルケーブルの一心を接地線として使用する場合は、原則として緑色の心線とするが、これにより難しい場合は端部に緑色の色別を施すものとする。</p> <p>(2) B種接地工事は、表3-4-12によるものとする。</p> <p>(3) C種接地工事及びD種接地工事は、表3-4-13によるものとする。</p> <p>なお、表3-4-13に該当しない場合は1.6mm以上とする。</p> <p>3-4-16-3 B種接地工事の電気工作物</p> <p style="text-align: center;">表3-4-12 B種接地工事の接地線の太さ</p> <table border="1" data-bbox="270 1283 1172 1696"> <thead> <tr> <th colspan="3">変圧器 1 相 分</th> <th rowspan="2">接地線の太さ</th> </tr> <tr> <th>100V級</th> <th>200V級</th> <th>400V級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5kVA以下</td><td>10kVA以下</td><td>20kVA以下</td><td>5.5mm² 以上</td></tr> <tr><td>10kVA以下</td><td>20kVA以下</td><td>40kVA以下</td><td>8mm² 以上</td></tr> <tr><td>20kVA以下</td><td>40kVA以下</td><td>75kVA以下</td><td>14mm² 以上</td></tr> <tr><td>40kVA以下</td><td>75kVA以下</td><td>150kVA以下</td><td>22mm² 以上</td></tr> <tr><td>60kVA以下</td><td>125kVA以下</td><td>250kVA以下</td><td>38mm² 以上</td></tr> <tr><td>75kVA以下</td><td>150kVA以下</td><td>300kVA以下</td><td>60mm² 以上</td></tr> <tr><td>100kVA以下</td><td>200kVA以下</td><td>400kVA以下</td><td>60mm² 以上</td></tr> <tr><td>175kVA以下</td><td>350kVA以下</td><td>700kVA以下</td><td>100mm² 以上</td></tr> </tbody> </table> <p>[備考] (1) 「変圧器1相分の容量」とは、以下の値をいう。 なお、単相3線式は 200V級を適用する。 1) 3相変圧器の場合は、定格容量の1/3 2) 単相変圧器と同容量の△結線またはY結線の場合は、単相変圧器の1台分の定格容量 3) 単相変圧器と同容量のV結線の場合は、単相変圧器の1台分の定格容量、異容量のV結線の場合は、大きい容量の単相変</p>	変圧器 1 相 分			接地線の太さ	100V級	200V級	400V級	5kVA以下	10kVA以下	20kVA以下	5.5mm ² 以上	10kVA以下	20kVA以下	40kVA以下	8mm ² 以上	20kVA以下	40kVA以下	75kVA以下	14mm ² 以上	40kVA以下	75kVA以下	150kVA以下	22mm ² 以上	60kVA以下	125kVA以下	250kVA以下	38mm ² 以上	75kVA以下	150kVA以下	300kVA以下	60mm ² 以上	100kVA以下	200kVA以下	400kVA以下	60mm ² 以上	175kVA以下	350kVA以下	700kVA以下	100mm ² 以上	<p>(1) ボンディング導体は適切な断面積を有すること。</p> <p>(2) サージ保護デバイス（SPD）とボンディング用バーとの接続は0.5m以下とすること。</p> <p>第16節 接地設置工</p> <p>3-4-16-1 接地線</p> <p>接地線は、緑色または緑／黄色のビニル電線を使用し、その太さは、以下によるものとする。</p> <p>ただし、ビニルケーブルの一心を接地線として使用する場合は、原則として緑色の心線とするが、これにより難しい場合は端部に緑色の色別を施すものとする。</p> <p>(2) B種接地工事は、表3-4-13によるものとする。</p> <p>(3) C種接地工事及びD種接地工事は、表3-4-14によるものとする。</p> <p>なお、表3-4-14に該当しない場合は1.6mm以上とする。</p> <p>3-4-16-3 B種接地工事の電気工作物</p> <p style="text-align: center;">表3-4-13 B種接地工事の接地線の太さ</p> <table border="1" data-bbox="1540 1283 2442 1696"> <thead> <tr> <th colspan="3">変圧器 1 相 分</th> <th rowspan="2">接地線の太さ</th> </tr> <tr> <th>100V級</th> <th>200V級</th> <th>400V級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5kVA以下</td><td>10kVA以下</td><td>20kVA以下</td><td>5.5mm² 以上</td></tr> <tr><td>10kVA以下</td><td>20kVA以下</td><td>40kVA以下</td><td>8mm² 以上</td></tr> <tr><td>20kVA以下</td><td>40kVA以下</td><td>75kVA以下</td><td>14mm² 以上</td></tr> <tr><td>40kVA以下</td><td>75kVA以下</td><td>150kVA以下</td><td>22mm² 以上</td></tr> <tr><td>60kVA以下</td><td>125kVA以下</td><td>250kVA以下</td><td>38mm² 以上</td></tr> <tr><td>75kVA以下</td><td>150kVA以下</td><td>300kVA以下</td><td>60mm² 以上</td></tr> <tr><td>100kVA以下</td><td>200kVA以下</td><td>400kVA以下</td><td>60mm² 以上</td></tr> <tr><td>175kVA以下</td><td>350kVA以下</td><td>700kVA以下</td><td>100mm² 以上</td></tr> </tbody> </table> <p>[備考] (1) 「変圧器1相分の容量」とは、以下の値をいう。 なお、単相3線式は 200V級を適用する。 1) 3相変圧器の場合は、定格容量の1/3 2) 単相変圧器と同容量の△結線またはY結線の場合は、単相変圧器の1台分の定格容量 3) 単相変圧器と同容量のV結線の場合は、単相変圧器の1台分の定格容量、異容量のV結線の場合は、大きい容量の単相変</p>	変圧器 1 相 分			接地線の太さ	100V級	200V級	400V級	5kVA以下	10kVA以下	20kVA以下	5.5mm ² 以上	10kVA以下	20kVA以下	40kVA以下	8mm ² 以上	20kVA以下	40kVA以下	75kVA以下	14mm ² 以上	40kVA以下	75kVA以下	150kVA以下	22mm ² 以上	60kVA以下	125kVA以下	250kVA以下	38mm ² 以上	75kVA以下	150kVA以下	300kVA以下	60mm ² 以上	100kVA以下	200kVA以下	400kVA以下	60mm ² 以上	175kVA以下	350kVA以下	700kVA以下	100mm ² 以上	<p>表番号繰り下がり</p> <p>表番号繰り下がり</p> <p>表番号繰り下がり</p>
変圧器 1 相 分			接地線の太さ																																																																													
100V級	200V級	400V級																																																																														
5kVA以下	10kVA以下	20kVA以下	5.5mm ² 以上																																																																													
10kVA以下	20kVA以下	40kVA以下	8mm ² 以上																																																																													
20kVA以下	40kVA以下	75kVA以下	14mm ² 以上																																																																													
40kVA以下	75kVA以下	150kVA以下	22mm ² 以上																																																																													
60kVA以下	125kVA以下	250kVA以下	38mm ² 以上																																																																													
75kVA以下	150kVA以下	300kVA以下	60mm ² 以上																																																																													
100kVA以下	200kVA以下	400kVA以下	60mm ² 以上																																																																													
175kVA以下	350kVA以下	700kVA以下	100mm ² 以上																																																																													
変圧器 1 相 分			接地線の太さ																																																																													
100V級	200V級	400V級																																																																														
5kVA以下	10kVA以下	20kVA以下	5.5mm ² 以上																																																																													
10kVA以下	20kVA以下	40kVA以下	8mm ² 以上																																																																													
20kVA以下	40kVA以下	75kVA以下	14mm ² 以上																																																																													
40kVA以下	75kVA以下	150kVA以下	22mm ² 以上																																																																													
60kVA以下	125kVA以下	250kVA以下	38mm ² 以上																																																																													
75kVA以下	150kVA以下	300kVA以下	60mm ² 以上																																																																													
100kVA以下	200kVA以下	400kVA以下	60mm ² 以上																																																																													
175kVA以下	350kVA以下	700kVA以下	100mm ² 以上																																																																													

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																																																																																												
<p>圧器の定格容量</p> <p>4) 表3-4-12による接地線の太さが、表3-4-13により変圧器の低圧側を保護する配線用遮断器などに基づいて選定される太さより細かい場合は、表3-4-13によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-4-13 C種及びD種接地線工事の接地線の太さ</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">低圧電動機及びその金属管などの接地</th> <th rowspan="2">その他のものの接地（配線用遮断器などの定格電流）</th> <th rowspan="2">接地線の太さ</th> </tr> <tr> <th>200V級電動機</th> <th>400V級電動機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.2kW 以下</td> <td>3.7kW 以下</td> <td>30A 以下</td> <td>1.6mm 以上 2.0mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>3.7kW 以下</td> <td>3.7kW 以下</td> <td>50A 以下</td> <td>2.0mm 以上 3.5mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>7.5kW 以下 22kW 以下</td> <td>18.5kW 以下</td> <td>100A 以下</td> <td>2.6mm 以上 5.5mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>37kW 以下</td> <td>45kW 以下</td> <td>150A 以下</td> <td>8mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>55kW 以下</td> <td>200A 以下</td> <td>14mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>75kW 以下</td> <td>400A 以下</td> <td>22mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>600A 以下</td> <td>38mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>800A 以下</td> <td>60mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,000A 以下</td> <td>60mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,200A 以下</td> <td>100mm² 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔備考〕 電動機の定格出力が上表を超過するときは、配線用遮断器などの定格電流に基づいて接地線の太さを選定する。</p>	低圧電動機及びその金属管などの接地		その他のものの接地（配線用遮断器などの定格電流）	接地線の太さ	200V級電動機	400V級電動機	2.2kW 以下	3.7kW 以下	30A 以下	1.6mm 以上 2.0mm ² 以上	3.7kW 以下	3.7kW 以下	50A 以下	2.0mm 以上 3.5mm ² 以上	7.5kW 以下 22kW 以下	18.5kW 以下	100A 以下	2.6mm 以上 5.5mm ² 以上	37kW 以下	45kW 以下	150A 以下	8mm ² 以上	—	55kW 以下	200A 以下	14mm ² 以上	—	75kW 以下	400A 以下	22mm ² 以上	—	—	600A 以下	38mm ² 以上	—	—	800A 以下	60mm ² 以上	—	—	1,000A 以下	60mm ² 以上	—	—	1,200A 以下	100mm ² 以上	<p>圧器の定格容量</p> <p>4) 表3-4-13による接地線の太さが、表3-4-14により変圧器の低圧側を保護する配線用遮断器などに基づいて選定される太さより細かい場合は、表3-4-14によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-4-14 C種及びD種接地線工事の接地線の太さ</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">低圧電動機及びその金属管などの接地</th> <th rowspan="2">その他のものの接地（配線用遮断器などの定格電流）</th> <th rowspan="2">接地線の太さ</th> </tr> <tr> <th>200V級電動機</th> <th>400V級電動機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.2kW 以下</td> <td>3.7kW 以下</td> <td>30A 以下</td> <td>1.6mm 以上 2.0mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>3.7kW 以下</td> <td>3.7kW 以下</td> <td>50A 以下</td> <td>2.0mm 以上 3.5mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>7.5kW 以下 22kW 以下</td> <td>18.5kW 以下</td> <td>100A 以下</td> <td>2.6mm 以上 5.5mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>37kW 以下</td> <td>45kW 以下</td> <td>150A 以下</td> <td>8mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>55kW 以下</td> <td>200A 以下</td> <td>14mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>75kW 以下</td> <td>400A 以下</td> <td>22mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>600A 以下</td> <td>38mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>800A 以下</td> <td>60mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,000A 以下</td> <td>60mm² 以上</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,200A 以下</td> <td>100mm² 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔備考〕 電動機の定格出力が上表を超過するときは、配線用遮断器などの定格電流に基づいて接地線の太さを選定する。</p>	低圧電動機及びその金属管などの接地		その他のものの接地（配線用遮断器などの定格電流）	接地線の太さ	200V級電動機	400V級電動機	2.2kW 以下	3.7kW 以下	30A 以下	1.6mm 以上 2.0mm ² 以上	3.7kW 以下	3.7kW 以下	50A 以下	2.0mm 以上 3.5mm ² 以上	7.5kW 以下 22kW 以下	18.5kW 以下	100A 以下	2.6mm 以上 5.5mm ² 以上	37kW 以下	45kW 以下	150A 以下	8mm ² 以上	—	55kW 以下	200A 以下	14mm ² 以上	—	75kW 以下	400A 以下	22mm ² 以上	—	—	600A 以下	38mm ² 以上	—	—	800A 以下	60mm ² 以上	—	—	1,000A 以下	60mm ² 以上	—	—	1,200A 以下	100mm ² 以上	<p>表番号繰り下がり</p>
低圧電動機及びその金属管などの接地		その他のものの接地（配線用遮断器などの定格電流）			接地線の太さ																																																																																									
200V級電動機	400V級電動機																																																																																													
2.2kW 以下	3.7kW 以下	30A 以下	1.6mm 以上 2.0mm ² 以上																																																																																											
3.7kW 以下	3.7kW 以下	50A 以下	2.0mm 以上 3.5mm ² 以上																																																																																											
7.5kW 以下 22kW 以下	18.5kW 以下	100A 以下	2.6mm 以上 5.5mm ² 以上																																																																																											
37kW 以下	45kW 以下	150A 以下	8mm ² 以上																																																																																											
—	55kW 以下	200A 以下	14mm ² 以上																																																																																											
—	75kW 以下	400A 以下	22mm ² 以上																																																																																											
—	—	600A 以下	38mm ² 以上																																																																																											
—	—	800A 以下	60mm ² 以上																																																																																											
—	—	1,000A 以下	60mm ² 以上																																																																																											
—	—	1,200A 以下	100mm ² 以上																																																																																											
低圧電動機及びその金属管などの接地		その他のものの接地（配線用遮断器などの定格電流）	接地線の太さ																																																																																											
200V級電動機	400V級電動機																																																																																													
2.2kW 以下	3.7kW 以下	30A 以下	1.6mm 以上 2.0mm ² 以上																																																																																											
3.7kW 以下	3.7kW 以下	50A 以下	2.0mm 以上 3.5mm ² 以上																																																																																											
7.5kW 以下 22kW 以下	18.5kW 以下	100A 以下	2.6mm 以上 5.5mm ² 以上																																																																																											
37kW 以下	45kW 以下	150A 以下	8mm ² 以上																																																																																											
—	55kW 以下	200A 以下	14mm ² 以上																																																																																											
—	75kW 以下	400A 以下	22mm ² 以上																																																																																											
—	—	600A 以下	38mm ² 以上																																																																																											
—	—	800A 以下	60mm ² 以上																																																																																											
—	—	1,000A 以下	60mm ² 以上																																																																																											
—	—	1,200A 以下	100mm ² 以上																																																																																											
<p>第17節 塗装工</p> <p>3-4-17-2 塗装</p> <p>塗装は、設計図書に指定されている塗装のほか、以下によるものとする。</p> <p>(2) 塗装は、素地ごしらの後に行い、塗装箇所の塗装の種別、塗り回数は、表3-4-14によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-4-14 各塗装箇所の塗装の種別及び塗り回数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">塗装箇所</th> <th rowspan="2">塗装の種別</th> <th rowspan="2">塗り回数</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>器材</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金属製プルボックス、ダクト</td> <td>露出</td> <td>調合ペイント</td> <td>2</td> <td>(1) 内面は除く。 (2) 配線室は、露出として扱う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金属製の支持金物架台など</td> <td rowspan="2">露出</td> <td>さび止めペイント</td> <td>2</td> <td rowspan="2">(1) 塗装箇所が設計図書で指定された場合に適用する。 (2) 位置ボックス類の内面は除く。</td> </tr> <tr> <td>調合ペイントまたはアルミニウムペイント</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	塗装箇所		塗装の種別	塗り回数	備考	器材	状態	金属製プルボックス、ダクト	露出	調合ペイント	2	(1) 内面は除く。 (2) 配線室は、露出として扱う。	金属製の支持金物架台など	露出	さび止めペイント	2	(1) 塗装箇所が設計図書で指定された場合に適用する。 (2) 位置ボックス類の内面は除く。	調合ペイントまたはアルミニウムペイント	2	<p>第17節 塗装工</p> <p>3-4-17-2 塗装</p> <p>塗装は、設計図書に指定されている塗装のほか、以下によるものとする。</p> <p>(2) 塗装は、素地ごしらの後に行い、塗装箇所の塗装の種別、塗り回数は、表3-4-15によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-4-15 各塗装箇所の塗装の種別及び塗り回数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">塗装箇所</th> <th rowspan="2">塗装の種別</th> <th rowspan="2">塗り回数</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>器材</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金属製プルボックス、ダクト</td> <td>露出</td> <td>調合ペイント</td> <td>2</td> <td>(1) 内面は除く。 (2) 配線室は、露出として扱う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金属製の支持金物架台など</td> <td rowspan="2">露出</td> <td>さび止めペイント</td> <td>2</td> <td rowspan="2">(1) 塗装箇所が設計図書で指定された場合に適用する。 (2) 位置ボックス類の内面は除く。</td> </tr> <tr> <td>調合ペイントまたはアルミニウムペイント</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	塗装箇所		塗装の種別	塗り回数	備考	器材	状態	金属製プルボックス、ダクト	露出	調合ペイント	2	(1) 内面は除く。 (2) 配線室は、露出として扱う。	金属製の支持金物架台など	露出	さび止めペイント	2	(1) 塗装箇所が設計図書で指定された場合に適用する。 (2) 位置ボックス類の内面は除く。	調合ペイントまたはアルミニウムペイント	2	<p>表番号繰り下がり</p> <p>表番号繰り下がり</p>																																																						
塗装箇所		塗装の種別				塗り回数	備考																																																																																							
器材	状態																																																																																													
金属製プルボックス、ダクト	露出	調合ペイント	2	(1) 内面は除く。 (2) 配線室は、露出として扱う。																																																																																										
金属製の支持金物架台など	露出	さび止めペイント	2	(1) 塗装箇所が設計図書で指定された場合に適用する。 (2) 位置ボックス類の内面は除く。																																																																																										
		調合ペイントまたはアルミニウムペイント	2																																																																																											
塗装箇所		塗装の種別	塗り回数	備考																																																																																										
器材	状態																																																																																													
金属製プルボックス、ダクト	露出	調合ペイント	2	(1) 内面は除く。 (2) 配線室は、露出として扱う。																																																																																										
金属製の支持金物架台など	露出	さび止めペイント	2	(1) 塗装箇所が設計図書で指定された場合に適用する。 (2) 位置ボックス類の内面は除く。																																																																																										
		調合ペイントまたはアルミニウムペイント	2																																																																																											

旧 令和4年版					新 朱書き修正					改定主旨・根拠
	隠ぺい	さび止めペイント	2			隠ぺい	さび止めペイント	2		
金属管（金属製位置ボックス類を含む）	露出	調合ペイント	2	(1) 塗装箇所が 設計図書 で指定された場合に適用する。 (2) 位置ボックス類の内面は除く。	金属管（金属製位置ボックス類を含む）	露出	調合ペイント	2	(1) 塗装箇所が 設計図書 で指定された場合に適用する。 (2) 位置ボックス類の内面は除く。	
第18節 撤 去					第18節 撤 去					
3-4-18-1 一般事項					3-4-18-1 一般事項					条文修正
<p>受注者は、工事の施工に伴い生じた現場発生品などは、第1編1-1-1-18 工事現場発生品の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、その責任と費用負担において、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ、整然とした状態にすること。ただし、工事検査に必要な足場、はしごなどは、監督職員の指示に従って残置し、検査終了後撤去すること。</p> <p>(2) 設備などの撤去品の取扱いは、設計図書によらなければならない。</p>					<p>受注者は、機器などの撤去に伴い生じた現場発生品は、第1編1-1-1-18 工事現場発生品の規定によるほか、設備などの撤去品の取扱いは、設計図書によらなければならない。</p>					
第4編 電気設備編					第4編 電気設備編					
第1章 総 則					第1章 総 則					
第2節 適用すべき諸基準					第2節 適用すべき諸基準					
<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案) (令和3年3月)</p> <p>国土交通省 LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案) (平成27年3月)</p> <p>経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令</p>					<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案) (令和5年3月)</p> <p>国土交通省 LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案) (平成27年3月)</p> <p>経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令</p>					諸法令の改定にもなう

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(令和2年5月)</p> <p>経済産業省 電気設備の技術基準の解釈 (平成30年10月)</p> <p>日本建築学会 鋼構造許容応力度設計規準 (2019年10月)</p> <p>日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説 (2010年11月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)</p> <p>建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集 (平成31年4月)</p>	<p>(令和4年10月)</p> <p>経済産業省 電気設備の技術基準の解釈 (平成30年10月)</p> <p>日本建築学会 鋼構造許容応力度設計規準 (2019年10月)</p> <p>日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説 (2010年11月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)</p> <p>建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集 (平成31年4月)</p>	
<p style="text-align: center;">第3章 電源設備</p> <p>第2節 発電設備設置工</p> <p>4-3-2-5 配 管</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(8) 配管は、コーキング修理をしてはならない。</p> <p>第3節 無停電電源設備設置工</p> <p>4-3-3-4 蓄電池据付</p> <p>蓄電池の据付は、第4編4-2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(2) 蓄電池架台には、耐酸または耐アルカリ塗装を施すものとする。</p> <p>ただし、シール型鉛蓄電池及びシール型ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池の場合はこの限りでない。</p> <p>第7節 新エネルギー電源設備設置工</p> <p>4-3-7-1 太陽光発電設備据付</p> <p>太陽光発電設備の据付について以下に示すほかは、第3編第4章3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 太陽電池モジュールの架台は、発電所の場合は「電気設備の技術基</p>	<p style="text-align: center;">第3章 電源設備</p> <p>第2節 発電設備設置工</p> <p>4-3-2-5 配 管</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(8) 配管は、コーキング処理をしてはならない。</p> <p>第3節 無停電電源設備設置工</p> <p>4-3-3-4 蓄電池据付</p> <p>蓄電池の据付は、第4編4-2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(2) 蓄電池架台には、耐酸または耐アルカリ塗装を施すものとする。</p> <p>ただし、制御弁式鉛蓄電池及びシール型ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池の場合はこの限りでない。</p> <p>第7節 新エネルギー電源設備設置工</p> <p>4-3-7-1 太陽光発電設備据付</p> <p>太陽光発電設備の据付について以下に示すほかは、第3編第4章3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(1) 太陽電池モジュールの架台は、「発電用太陽電池設備に関する技術基</p>	<p>誤記訂正</p> <p>正式呼称に変更</p> <p>法令改正に伴う記載の変更</p>

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>準の解釈第46条太陽電池発電所等の電線等の施設第2項または第3項」によるものとする。また、小出力発電設備の場合は「電気設備の技術基準の解釈第200条小出力発電設備の施設第2項」によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 道路照明設備</p> <p>第2節 道路照明設備設置工</p> <p>4-7-2-1 道路照明灯設置</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(4) 照明器具の落下防止対策は、照明器具と照明ポール等とをワイヤロープ等で接続するものとし、器具側の落下防止ワイヤ固定部は、緩み止め処置等を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 トンネル照明設備</p> <p>第4節 地下道照明設備設置工</p> <p>4-8-4-1 地下道照明器具設置</p> <p>2. 器具の取付け及び接続</p> <p>(新規追加)</p> <p style="text-align: center;">第9章 施設照明設備</p> <p>第5節 公園照明設備設置工</p> <p>4-9-5-1 照明灯器具取付（屋内）</p> <p>1. 照明器具取付</p> <p>(新規追加)</p>	<p>準の解釈」によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 道路照明設備</p> <p>第2節 道路照明設備設置工</p> <p>4-7-2-1 道路照明灯設置</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(4) 照明器具の落下防止対策は、照明器具と照明ポール等とをワイヤロープ等で接続するものとし、器具側の落下防止用ワイヤロープ固定部は、緩み止め処置等を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 トンネル照明設備</p> <p>第4節 地下道照明設備設置工</p> <p>4-8-4-1 地下道照明器具設置</p> <p>2. 器具の取付け及び接続</p> <p>(11) 照明器具の落下防止対策を行う場合は、第3編3-4-4-4器材の落下防止の規定によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9章 施設照明設備</p> <p>第5節 公園照明設備設置工</p> <p>4-9-5-1 照明灯器具取付（屋内）</p> <p>1. 照明器具取付</p> <p>(7) 照明器具の落下防止対策を行う場合は、第3編3-4-4-4器材の落下防止の規定によるものとする。</p>	<p></p> <p>誤記訂正</p> <p>施工方法の追記</p> <p>施工方法の追記</p>

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																																																
<p style="text-align: center;">第5編 通信設備編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>国土交通省</td> <td>電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)</td> <td>(令和3年3月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>通信鉄塔設計要領</td> <td>(平成25年3月)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備に関する技術基準を定める省令</td> <td>(令和2年5月)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備の技術基準の解釈</td> <td>(平成30年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本建築学会</td> <td>鋼構造許容応力度設計規準</td> <td>(2019年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本建築学会</td> <td>各種合成構造設計指針・同解説</td> <td>(2010年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路トンネル非常用施設設置基準・同解説</td> <td>(令和元年9月)</td> </tr> <tr> <td>建設電気技術協会</td> <td>電気通信設備据付標準図集</td> <td>(平成31年4月)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第20章 通信鉄塔・反射板設備</p> <p>第3節 通信用鉄塔設置工</p> <p>5-20-3-1 通信用鉄塔架設</p> <p>5. ボルト締付けは、以下によるものとする。</p> <p>(1) 支柱材及び主な応力材継手ボルト</p>	国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)	(令和3年3月)	国土交通省	通信鉄塔設計要領	(平成25年3月)	経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令	(令和2年5月)	経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	(平成30年10月)	日本建築学会	鋼構造許容応力度設計規準	(2019年10月)	日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	(2010年11月)	日本道路協会	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	(令和元年9月)	建設電気技術協会	電気通信設備据付標準図集	(平成31年4月)	<p style="text-align: center;">第5編 通信設備編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>国土交通省</td> <td>電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)</td> <td>(令和5年3月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>通信鉄塔設計要領</td> <td>(平成25年3月)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備に関する技術基準を定める省令</td> <td>(令和4年10月)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省</td> <td>電気設備の技術基準の解釈</td> <td>(平成30年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本建築学会</td> <td>鋼構造許容応力度設計規準</td> <td>(2019年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本建築学会</td> <td>各種合成構造設計指針・同解説</td> <td>(2010年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路トンネル非常用施設設置基準・同解説</td> <td>(令和元年9月)</td> </tr> <tr> <td>建設電気技術協会</td> <td>電気通信設備据付標準図集</td> <td>(平成31年4月)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第20章 通信鉄塔・反射板設備</p> <p>第3節 通信用鉄塔設置工</p> <p>5-20-3-1 通信用鉄塔架設</p> <p>5. ボルト締付けは、以下によるものとする。</p> <p>(1) 高力ボルト</p> <p style="padding-left: 20px;">ボルトの注油は厳禁とし、トルクレンチにより一定のトルクの値</p>	国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)	(令和5年3月)	国土交通省	通信鉄塔設計要領	(平成25年3月)	経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令	(令和4年10月)	経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	(平成30年10月)	日本建築学会	鋼構造許容応力度設計規準	(2019年10月)	日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	(2010年11月)	日本道路協会	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	(令和元年9月)	建設電気技術協会	電気通信設備据付標準図集	(平成31年4月)	<p>法令の改定にともなう変更</p> <p>部材について記載</p>
国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)	(令和3年3月)																																																
国土交通省	通信鉄塔設計要領	(平成25年3月)																																																
経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令	(令和2年5月)																																																
経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	(平成30年10月)																																																
日本建築学会	鋼構造許容応力度設計規準	(2019年10月)																																																
日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	(2010年11月)																																																
日本道路協会	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	(令和元年9月)																																																
建設電気技術協会	電気通信設備据付標準図集	(平成31年4月)																																																
国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)	(令和5年3月)																																																
国土交通省	通信鉄塔設計要領	(平成25年3月)																																																
経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令	(令和4年10月)																																																
経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	(平成30年10月)																																																
日本建築学会	鋼構造許容応力度設計規準	(2019年10月)																																																
日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	(2010年11月)																																																
日本道路協会	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	(令和元年9月)																																																
建設電気技術協会	電気通信設備据付標準図集	(平成31年4月)																																																

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>ボルトの注油は厳禁とし、トルクレンチにより一定のトルクの値まで一次締め付けを行い、被締め付材に淡色系塗料（白色）でマーキングを行うものとする。本締めは、一次締めマーキング位置より、ナットを120° 回転させるものとする。（公差±30° 内）</p> <p>(3) その他のボルト ボルト締め付け作業前に注油し、一定のトルクの値まで本締めを行い、被締め付材が密着していることを確認し、濃色系塗料（赤色又は黒色等）によりマーキングを行うものとする。</p> <p>第4節 反射板設置工</p> <p>5-20-4-1 反射板架設 (新規追加)</p> <p>第6編 電子応用設備編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p>	<p>まで一次締め付けを行い、被締め付材に淡色系塗料（白色）でマーキングを行うものとする。本締めは、一次締めマーキング位置より、ナットを120° 回転させるものとする。（公差±30° 内）</p> <p>本締め完了後、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及び主部材に連続したマーキング（合いマーク）を仮締め時と異なる淡色系塗料にて施工するものとする。</p> <p>なお、合いマークの施工は、通信鉄塔及び反射板用普通ボルト合いマーク施工要領（案）（通信用鉄塔及び反射板定期点検要領（案）国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室監修 別編）による。</p> <p>(3) 中ボルト ボルト締め付け作業前に注油し、一定のトルクの値まで本締めを行い、被締め付材が密着していることを確認し、濃色系塗料（赤色又は黒色等）によりマーキングを行うものとする。</p> <p>第4節 反射板設置工</p> <p>5-20-4-1 反射板架設</p> <p>4. 主材及び主な応力材継手ボルトは、本締め完了後、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及び主部材に連続したマーキング（合いマーク）を淡色系塗料にて施工するものとする。</p> <p>なお、合いマークの施工は、通信鉄塔及び反射板用普通ボルト合いマーク施工要領（案）（通信用鉄塔及び反射板定期点検要領（案） 国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室監修 別編）による。</p> <p>第6編 電子応用設備編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>条文追加</p> <p>部材について記載</p> <p>条文追加</p>

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案） （令和3年3月）</p> <p>経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令 （令和2年5月）</p> <p>経済産業省 電気設備の技術基準の解釈（平成30年10月）</p> <p>日本建築学会 鋼構造許容応力度設計規準（2019年10月）</p> <p>日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説（2010年11月）</p> <p>建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集（平成31年4月）</p>	<p>類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案） （令和4年3月）</p> <p>経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令 （令和4年10月）</p> <p>経済産業省 電気設備の技術基準の解釈（平成30年10月）</p> <p>日本建築学会 鋼構造許容応力度設計規準（2019年10月）</p> <p>日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説（2010年11月）</p> <p>建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集（平成31年4月）</p>	<p>諸法令の改定にもなう変更</p>
<p style="text-align: center;">第2章 各種情報設備</p> <p>第2節 各種情報設備設置工</p> <p>6-2-2-1 19インチ汎用ラック</p> <p>1. 19インチ汎用ラック（以下「ラック」という。）に收容する機器の質量は、ラック・架台の最大搭載質量以下とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 各種情報設備</p> <p>第2節 各種情報設備設置工</p> <p>6-2-2-1 ラック</p> <p>1. 装置等をラックなどに收容する機器の質量は、ラック・架台の最大搭載質量以下とする。</p>	<p>字句の整理</p>
<p style="text-align: center;">第7章 CCTV設備</p> <p>第3節 CCTV装置設置工</p> <p>6-7-3-1 CCTV装置据付</p> <p>1. カメラ装置据付</p> <p>カメラ装置の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(3) カメラ装置は、カメラ支柱または架台とカメラ装置間をワイヤロープ等で接続するものとし、落下防止対策を講ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 CCTV設備</p> <p>第3節 CCTV装置設置工</p> <p>6-7-3-1 CCTV装置据付</p> <p>1. カメラ装置据付</p> <p>カメラ装置の据付について以下に示すほかは、第3編3-4-3-3 各種設備等の据付の規定による。</p> <p>(3) カメラ装置は、カメラ支柱または架台とカメラ装置間をワイヤロープ等で接続するものとし、落下防止対策を講ずるものとする。</p> <p>ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できるCCTV設備</p>	

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																																																																																																																														
<p>ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できるCCTV設備においてはワイヤロープ等による対策は求めない。</p> <p>ワイヤロープ等は、第3編3-4-3-4 各種設備の落下防止の規定による。</p> <p>落下防止ワイヤ等は、カメラ装置落下にともなう荷重に耐えられる強度とする。</p> <p style="text-align: center;">電気通信設備工事共通仕様書 付表</p> <p>日本産業規格（JIS）</p> <table border="1" data-bbox="94 806 1270 1915"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>最新改定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>JIS A 4201</td><td>建築物等の雷保護</td><td>2003/7/8</td></tr> <tr><td>JIS A 5001</td><td>道路用砕石</td><td>2008/3/20</td></tr> <tr><td>JIS A 5005</td><td>コンクリート用砕石及び砕砂</td><td>2020/10/20</td></tr> <tr><td>JIS A 5006</td><td>割ぐり石</td><td>1995/2/1</td></tr> <tr><td>JIS A 5008</td><td>舗装用石灰石粉</td><td>2008/3/20</td></tr> <tr><td>JIS A 5011-1</td><td>コンクリート用スラグ骨材</td><td>2018/1/22</td></tr> <tr><td>JIS A 5011-2~3</td><td>コンクリート用スラグ骨材</td><td>2016/04/20</td></tr> <tr><td>JIS A 5011-4</td><td>コンクリート用スラグ骨材</td><td>2018/01/22</td></tr> <tr><td>JIS A 5011-5</td><td>コンクリート用スラグ骨材</td><td>2020/10/20</td></tr> <tr><td>JIS A 5015</td><td>道路用鉄鋼スラグ</td><td>2018/12/20</td></tr> <tr><td>JIS A 5372</td><td>プレキャスト鉄筋コンクリート製品</td><td>2016/4/20</td></tr> <tr><td>JIS A 5373</td><td>プレキャストプレストレスコンクリート製品</td><td>2016/4/20</td></tr> <tr><td>JIS A 5525</td><td>鋼管ぐい</td><td>2019/3/20</td></tr> <tr><td>JIS A 5526</td><td>H形鋼ぐい</td><td>2011/2/21</td></tr> <tr><td>JIS A 5528</td><td>熱間圧延鋼矢板</td><td>2021/2/22</td></tr> <tr><td>JIS A 5530</td><td>鋼管矢板</td><td>2019/3/20</td></tr> <tr><td>JIS B 1180</td><td>六角ボルト</td><td>2014/4/21</td></tr> <tr><td>JIS B 1181</td><td>六角ナット</td><td>2014/4/21</td></tr> <tr><td>JIS B 1186</td><td>摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット</td><td>2013/6/20</td></tr> <tr><td>JIS C 0448</td><td>表示装置（表示部）及び操作機器（操作部）のための色及び補助手段に関する規準</td><td>1997/11/20</td></tr> </tbody> </table>	規格番号	規格名称	最新改定年月日	JIS A 4201	建築物等の雷保護	2003/7/8	JIS A 5001	道路用砕石	2008/3/20	JIS A 5005	コンクリート用砕石及び砕砂	2020/10/20	JIS A 5006	割ぐり石	1995/2/1	JIS A 5008	舗装用石灰石粉	2008/3/20	JIS A 5011-1	コンクリート用スラグ骨材	2018/1/22	JIS A 5011-2~3	コンクリート用スラグ骨材	2016/04/20	JIS A 5011-4	コンクリート用スラグ骨材	2018/01/22	JIS A 5011-5	コンクリート用スラグ骨材	2020/10/20	JIS A 5015	道路用鉄鋼スラグ	2018/12/20	JIS A 5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品	2016/4/20	JIS A 5373	プレキャストプレストレスコンクリート製品	2016/4/20	JIS A 5525	鋼管ぐい	2019/3/20	JIS A 5526	H形鋼ぐい	2011/2/21	JIS A 5528	熱間圧延鋼矢板	2021/2/22	JIS A 5530	鋼管矢板	2019/3/20	JIS B 1180	六角ボルト	2014/4/21	JIS B 1181	六角ナット	2014/4/21	JIS B 1186	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット	2013/6/20	JIS C 0448	表示装置（表示部）及び操作機器（操作部）のための色及び補助手段に関する規準	1997/11/20	<p>においてはワイヤロープ等による対策は求めない。</p> <p>ワイヤロープ等は、第3編3-4-3-4 各種設備の落下防止の規定による。</p> <p>落下防止用ワイヤロープ等は、カメラ装置落下にともなう荷重に耐えられる強度とする。</p> <p style="text-align: center;">電気通信設備工事共通仕様書 付表</p> <p>日本産業規格（JIS）</p> <table border="1" data-bbox="1365 751 2540 1934"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>最新改定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>JIS A 4201</td><td>建築物等の雷保護</td><td>2003/7/8</td></tr> <tr><td>JIS A 5001</td><td>道路用砕石</td><td>2008/3/20</td></tr> <tr><td>JIS A 5005</td><td>コンクリート用砕石及び砕砂</td><td>2020/10/20</td></tr> <tr><td>JIS A 5006</td><td>割ぐり石</td><td>1995/2/1</td></tr> <tr><td>JIS A 5008</td><td>舗装用石灰石粉</td><td>2008/3/20</td></tr> <tr><td>JIS A 5011-1</td><td>コンクリート用スラグ骨材 －第1部：高炉スラグ骨材</td><td>2018/1/22</td></tr> <tr><td>JIS A 5011-2</td><td>コンクリート用スラグ骨材 －第2部：フェロニッケルスラグ骨材</td><td>2016/04/20</td></tr> <tr><td>JIS A 5011-3</td><td>コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材</td><td>2016/04/20</td></tr> <tr><td>JIS A 5011-4</td><td>コンクリート用スラグ骨材 －第4部：電気炉酸化スラグ骨材</td><td>2018/01/22</td></tr> <tr><td>JIS A 5011-5</td><td>コンクリート用スラグ骨材 －第5部：石炭ガス化スラグ骨材</td><td>2020/10/20</td></tr> <tr><td>JIS A 5015</td><td>道路用鉄鋼スラグ</td><td>2018/12/20</td></tr> <tr><td>JIS A 5372</td><td>プレキャスト鉄筋コンクリート製品</td><td>2016/4/20</td></tr> <tr><td>JIS A 5373</td><td>プレキャストプレストレスコンクリート製品</td><td>2016/4/20</td></tr> <tr><td>JIS A 5525</td><td>鋼管ぐい</td><td>2019/3/20</td></tr> <tr><td>JIS A 5526</td><td>H形鋼ぐい</td><td>2022/3/22</td></tr> <tr><td>JIS A 5528</td><td>熱間圧延鋼矢板</td><td>2021/2/22</td></tr> <tr><td>JIS A 5530</td><td>鋼管矢板</td><td>2019/3/20</td></tr> <tr><td>JIS B 1180</td><td>六角ボルト</td><td>2014/4/21</td></tr> <tr><td>JIS B 1181</td><td>六角ナット</td><td>2014/4/21</td></tr> <tr><td>JIS B 1186</td><td>摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット</td><td>2013/6/20</td></tr> </tbody> </table>	規格番号	規格名称	最新改定年月日	JIS A 4201	建築物等の雷保護	2003/7/8	JIS A 5001	道路用砕石	2008/3/20	JIS A 5005	コンクリート用砕石及び砕砂	2020/10/20	JIS A 5006	割ぐり石	1995/2/1	JIS A 5008	舗装用石灰石粉	2008/3/20	JIS A 5011-1	コンクリート用スラグ骨材 －第1部：高炉スラグ骨材	2018/1/22	JIS A 5011-2	コンクリート用スラグ骨材 －第2部：フェロニッケルスラグ骨材	2016/04/20	JIS A 5011-3	コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材	2016/04/20	JIS A 5011-4	コンクリート用スラグ骨材 －第4部：電気炉酸化スラグ骨材	2018/01/22	JIS A 5011-5	コンクリート用スラグ骨材 －第5部：石炭ガス化スラグ骨材	2020/10/20	JIS A 5015	道路用鉄鋼スラグ	2018/12/20	JIS A 5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品	2016/4/20	JIS A 5373	プレキャストプレストレスコンクリート製品	2016/4/20	JIS A 5525	鋼管ぐい	2019/3/20	JIS A 5526	H形鋼ぐい	2022/3/22	JIS A 5528	熱間圧延鋼矢板	2021/2/22	JIS A 5530	鋼管矢板	2019/3/20	JIS B 1180	六角ボルト	2014/4/21	JIS B 1181	六角ナット	2014/4/21	JIS B 1186	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット	2013/6/20	<p>誤記訂正</p> <p>制・改定日確認 以下同様</p>
規格番号	規格名称	最新改定年月日																																																																																																																														
JIS A 4201	建築物等の雷保護	2003/7/8																																																																																																																														
JIS A 5001	道路用砕石	2008/3/20																																																																																																																														
JIS A 5005	コンクリート用砕石及び砕砂	2020/10/20																																																																																																																														
JIS A 5006	割ぐり石	1995/2/1																																																																																																																														
JIS A 5008	舗装用石灰石粉	2008/3/20																																																																																																																														
JIS A 5011-1	コンクリート用スラグ骨材	2018/1/22																																																																																																																														
JIS A 5011-2~3	コンクリート用スラグ骨材	2016/04/20																																																																																																																														
JIS A 5011-4	コンクリート用スラグ骨材	2018/01/22																																																																																																																														
JIS A 5011-5	コンクリート用スラグ骨材	2020/10/20																																																																																																																														
JIS A 5015	道路用鉄鋼スラグ	2018/12/20																																																																																																																														
JIS A 5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品	2016/4/20																																																																																																																														
JIS A 5373	プレキャストプレストレスコンクリート製品	2016/4/20																																																																																																																														
JIS A 5525	鋼管ぐい	2019/3/20																																																																																																																														
JIS A 5526	H形鋼ぐい	2011/2/21																																																																																																																														
JIS A 5528	熱間圧延鋼矢板	2021/2/22																																																																																																																														
JIS A 5530	鋼管矢板	2019/3/20																																																																																																																														
JIS B 1180	六角ボルト	2014/4/21																																																																																																																														
JIS B 1181	六角ナット	2014/4/21																																																																																																																														
JIS B 1186	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット	2013/6/20																																																																																																																														
JIS C 0448	表示装置（表示部）及び操作機器（操作部）のための色及び補助手段に関する規準	1997/11/20																																																																																																																														
規格番号	規格名称	最新改定年月日																																																																																																																														
JIS A 4201	建築物等の雷保護	2003/7/8																																																																																																																														
JIS A 5001	道路用砕石	2008/3/20																																																																																																																														
JIS A 5005	コンクリート用砕石及び砕砂	2020/10/20																																																																																																																														
JIS A 5006	割ぐり石	1995/2/1																																																																																																																														
JIS A 5008	舗装用石灰石粉	2008/3/20																																																																																																																														
JIS A 5011-1	コンクリート用スラグ骨材 －第1部：高炉スラグ骨材	2018/1/22																																																																																																																														
JIS A 5011-2	コンクリート用スラグ骨材 －第2部：フェロニッケルスラグ骨材	2016/04/20																																																																																																																														
JIS A 5011-3	コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材	2016/04/20																																																																																																																														
JIS A 5011-4	コンクリート用スラグ骨材 －第4部：電気炉酸化スラグ骨材	2018/01/22																																																																																																																														
JIS A 5011-5	コンクリート用スラグ骨材 －第5部：石炭ガス化スラグ骨材	2020/10/20																																																																																																																														
JIS A 5015	道路用鉄鋼スラグ	2018/12/20																																																																																																																														
JIS A 5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品	2016/4/20																																																																																																																														
JIS A 5373	プレキャストプレストレスコンクリート製品	2016/4/20																																																																																																																														
JIS A 5525	鋼管ぐい	2019/3/20																																																																																																																														
JIS A 5526	H形鋼ぐい	2022/3/22																																																																																																																														
JIS A 5528	熱間圧延鋼矢板	2021/2/22																																																																																																																														
JIS A 5530	鋼管矢板	2019/3/20																																																																																																																														
JIS B 1180	六角ボルト	2014/4/21																																																																																																																														
JIS B 1181	六角ナット	2014/4/21																																																																																																																														
JIS B 1186	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット	2013/6/20																																																																																																																														

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和5年 3月

旧 令和4年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
JIS C 0920	電気機械器具の外郭による保護等級 (IP コード)	2003/7/20	JIS C 0448	表示装置 (表示部) 及び操作機器 (操作部) のための色及び補助手段に関する規準	1997/11/20	
JIS C 2336	電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ	2012/7/20	JIS C 0920	電気機械器具の外郭による保護等級 (IP コード)	2003/7/20	
JIS C 2804	圧縮端子	1995/3/1	JIS C 2336	電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ	2012/7/20	
JIS C 2805	銅線用圧着端子	2010/10/20	JIS C 2804	圧縮端子	1995/3/1	
JIS C 2806	銅線用裸圧着スリーブ	2003/6/20	JIS C 2805	銅線用圧着端子	2010/10/20	
JIS C 2810	屋内配線用電線コネクタ通則一分離不能形	1995/2/1	JIS C 2806	銅線用裸圧着スリーブ	2003/6/20	
JIS C 2813	屋内配線用差込形電線コネクタ	2009/2/20	JIS C 2810	屋内配線用電線コネクタ通則一分離不能形	1995/2/1	
JIS C 2814-2-4	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具-第 2-4 部:ねじ込み形接続器具の個別要求事項	2009/3/20	JIS C 2813	屋内配線用差込形電線コネクタ	2009/2/20	
JIS C 3101	電気用硬銅線-(H)	1994/7/1	JIS C 2814-2-4	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具-第 2-4 部:ねじ込み形接続器具の個別要求事項	2009/3/20	
JIS C 3102	電気用軟銅線-(A)	1984/1/1	JIS C 3101	電気用硬銅線	1994/7/1	
JIS C 3105	硬銅より線	1994/7/1	JIS C 3102	電気用軟銅線	1984/1/1	
JIS C 3109	硬アルミニウムより線	1994/7/1	JIS C 3105	硬銅より線	1994/7/1	
JIS C 3306	ビニルコード	2000/12/20	JIS C 3109	硬アルミニウムより線	1994/7/1	
JIS C 3307	600V ビニル絶縁電線 (IV)	2000/12/20	JIS C 3306	ビニルコード	2000/12/20	
JIS C 3312	600V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル	2000/12/20	JIS C 3307	600V ビニル絶縁電線 (IV)	2000/12/20	
JIS C 3316	電気機器用ビニル絶縁電線	2008/12/20	JIS C 3312	600V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル	2000/12/20	
JIS C 3317	600V 二種ビニル絶縁電線 (HIV)	2000/12/20	JIS C 3316	電気機器用ビニル絶縁電線	2008/12/20	
JIS C 3327	600V ゴムキャブタイヤケーブル	2000/12/20	JIS C 3317	600V 二種ビニル絶縁電線 (HIV)	2000/12/20	
JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線 (OW)	2000/12/20	JIS C 3327	600V ゴムキャブタイヤケーブル	2000/12/20	
JIS C 3341	引込用ビニル絶縁電線 (DV)	2000/12/20	JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線 (OW)	2000/12/20	
JIS C 3342	600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)	2012/2/20	JIS C 3341	引込用ビニル絶縁電線 (DV)	2000/12/20	
JIS C 3401	制御用ケーブル	2002/11/20	JIS C 3342	600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)	2012/2/20	
JIS C 3501	高周波同軸ケーブル (ポリエチレン絶縁編組形)	2009/12/21	JIS C 3401	制御用ケーブル	2022/2/21	
JIS C 3502	テレビジョン受信用同軸ケーブル	2020/2/20	JIS C 3501	高周波同軸ケーブル (ポリエチレン絶縁編組形)	2009/12/21	
JIS C 3503	CATV 用 (給電兼用) アルミニウムパイプ形同軸ケーブル	2020/2/20	JIS C 3502	テレビジョン受信用同軸ケーブル	2020/2/20	
JIS C 3605	600V ポリエチレンケーブル	2002/11/20	JIS C 3503	CATV 用 (給電兼用) アルミニウムパイプ形同軸ケーブル	2020/2/20	
JIS C 3606	高圧架橋ポリエチレンケーブル	2003/6/20	JIS C 3605	600V ポリエチレンケーブル	2022/5/20	
JIS C 3609	高圧引下用絶縁電線	2000/12/20	JIS C 3606	高圧架橋ポリエチレンケーブル	2022/8/22	
JIS C 3651	ヒーティング施設の施工方法	2014/11/20	JIS C 3609	高圧引下用絶縁電線	2000/12/20	
JIS C 3652	電力用フラットケーブルの施工方法	1993/7/1	JIS C 3651	ヒーティング施設の施工方法	2014/11/20	
JIS C 3653	電力用ケーブルの地中埋設の施工方法	2004/3/20	JIS C 3652	電力用フラットケーブルの施工方法	1993/7/1	
JIS C 3821	高圧ビンがいし	1992/11/1	JIS C 3653	電力用ケーブルの地中埋設の施工方法	2004/3/20	
JIS C 3824	高圧がい管	1992/11/1				

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和5年 3月

旧 令和4年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
JIS C 3826	高圧耐張がいし	1994/3/1	JIS C 3821	高圧ピンがいし	1992/11/1	
JIS C 3832	玉がいし	1995/1/1	JIS C 3824	高圧がい管	1992/11/1	
JIS C 3844	低圧ピンがいし	1995/1/1	JIS C 3826	高圧耐張がいし	1994/3/1	
JIS C 3845	低圧引留がいし	1995/1/1	JIS C 3832	玉がいし	1995/1/1	
			JIS C 3844	低圧ピンがいし	1995/1/1	
JIS C 5381-12	低圧サージ防護デバイス－第12部：低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの選定及び適用基準	2021/10/20	JIS C 3845	低圧引留がいし	1995/1/1	
JIS C 5410	高周波同軸 コネクタ通則	1991/8/1	JIS C 5381-12	低圧サージ防護デバイス－第12部：低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの選定及び適用基準	2021/10/20	
JIS C 5411	高周波同軸 C01形コネクタ	1995/11/1	JIS C 5410-1	高周波同軸コネクタ通則－第1部：品目別通則－一般要求事項及び測定方法	2021/2/22	
JIS C 5412	高周波同軸 C02形コネクタ	1995/11/1	JIS C 5411	高周波同軸 C01形コネクタ	1995/11/1	
JIS C 5413	高周波同軸 C03形コネクタ	1995/11/1	JIS C 5412	高周波同軸 C02形コネクタ	1995/11/1	
JIS C 5414	高周波同軸 C04形コネクタ	1995/11/1	JIS C 5413	高周波同軸 C03形コネクタ	1995/11/1	
JIS C 5415	高周波同軸 C05形コネクタ	1995/11/1	JIS C 5414	高周波同軸 C04形コネクタ	1995/11/1	
JIS C 5419	高周波同軸 C11形コネクタ	1995/11/1	JIS C 5415	高周波同軸 C05形コネクタ	1995/11/1	
JIS C 5962	光ファイバコネクタ通則	2018/2/20	JIS C 5419	高周波同軸 C11形コネクタ	1995/11/1	
JIS C 5964-4	光ファイバコネクタかん合標準－第4部：SC形光ファイバコネクタ類（F04形）	2014/3/20	JIS C 5962	光ファイバコネクタ通則	2018/2/20	
JIS C 5964-13	光ファイバコネクタかん合標準－第13部：FC-PC形光ファイバコネクタ類（F01形）	2015/3/20	JIS C 5964-4	光ファイバコネクタかん合標準－第4部：SC形光ファイバコネクタ類（F04形）	2014/3/20	
JIS C 5964-20	光ファイバコネクタかん合標準－第20部：LC形光ファイバコネクタ類	2015/3/20	JIS C 5964-13	光ファイバコネクタかん合標準－第13部：FC-PC形光ファイバコネクタ類（F01形）	2015/3/20	
JIS C 5970	F01形単心光ファイバコネクタ（FCコネクタ）	2015/3/20	JIS C 5964-20	光ファイバコネクタかん合標準－第20部：LC形光ファイバコネクタ類	2015/3/20	
JIS C 5973	F04形光ファイバコネクタ（SCコネクタ）	2014/3/20	JIS C 5970	F01形単心光ファイバコネクタ（FCコネクタ）	2015/3/20	
JIS C 6575-1	ミニチュアヒューズ	2016/1/20	JIS C 5973	F04形光ファイバコネクタ（SCコネクタ）	2014/3/20	
JIS C 6575-2	ミニチュアヒューズ	2016/3/22	JIS C 6575-1	ミニチュアヒューズ－第1部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則	2016/1/20	
JIS C 6575-3～4	ミニチュアヒューズ	2016/1/20	JIS C 6575-2	ミニチュアヒューズ－第2部：管形ヒューズリンク	2016/3/22	
JIS C 6820	光ファイバ通則	2018/2/20	JIS C 6575-3	ミニチュアヒューズ－第3部：サブミニチュアヒューズリンク	2016/1/20	
JIS C 6830	光ファイバコード	1998/2/20	JIS C 6575-4	ミニチュアヒューズ－第4部：UMヒューズリンク（UMF）並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク	2016/1/20	
JIS C 6831	光ファイバ心線	2001/8/20	JIS C 6820	光ファイバ通則	2018/2/20	
JIS C 6832	石英系マルチモード光ファイバ素線	2019/3/20				
JIS C 6835	石英系シングルモード光ファイバ素線	2017/10/20				
JIS C 6838	テープ形光ファイバ心線	2020/8/20				
JIS C 6839	屋内用テープ形光ファイバコード	2008/1/20				

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和5年 3月

旧 令和4年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
JIS C 6841	光ファイバ心線融着接続方法	1999/7/20	JIS C 6830	光ファイバコード	1998/2/20	
JIS C 7516	表示用電球	1992/3/1	JIS C 6831	光ファイバ心線	2001/8/20	
JIS C 7601	蛍光灯（一般照明用）	2010/5/20	JIS C 6832	石英系マルチモード光ファイバ素線	2019/3/20	
JIS C 7604	高圧水銀ランプ-性能規定	2006/11/20	JIS C 6835	石英系シングルモード光ファイバ素線	2017/10/20	
JIS C 7606	ネオンランプ	1985/1/1	JIS C 6838	テープ形光ファイバ心線	2020/8/20	
JIS C 7610	低圧ナトリウムランプ	1991/10/1	JIS C 6841	光ファイバ心線融着接続方法	1999/7/20	
JIS C 7612	照度測定方法	1985/11/1	JIS C 7516	表示用電球	1992/3/1	
JIS C 7621	高圧ナトリウムランプ-性能仕様	2011/12/20	JIS C 7601	蛍光灯（一般照明用）	2010/5/20	
JIS C 7623	メタルハライドランプ-性能仕様	2019/4/22	JIS C 7604	高圧水銀ランプ-性能規定	2006/11/20	
JIS C 7709-1	電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金	2020/03/23	JIS C 7606	ネオンランプ	1985/1/1	
JIS C 7710	電球類ガラス管球の形式の表し方	1988/3/1	JIS C 7610	低圧ナトリウムランプ	1991/10/1	
JIS C 8105-1	照明器具-第1部：安全性要求事項通則	2017/3/21	JIS C 7612	照度測定方法	1985/11/1	
JIS C 8105-2-2	照明器具-第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	2014/12/22	JIS C 7621	高圧ナトリウムランプ-性能仕様	2011/12/20	
JIS C 8105-2-3	照明器具-第2-3部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項	2011/9/20	JIS C 7623	メタルハライドランプ-性能仕様	2019/4/22	
JIS C 8105-2-5	照明器具-第2-5部：投光器に関する安全性要求事項	2017/3/21	JIS C 7709-1	電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金	2022/03/22	
JIS C 8105-3	照明器具-第3部：性能要求事項通則	2011/12/20	JIS C 7710	電球類ガラス管球の形式の表し方	1988/3/1	
JIS C 8106	施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具	2015/10/20	JIS C 8105-1	照明器具-第1部：安全性要求事項通則	2021/12/20	
JIS C 8108	蛍光灯安定器	2008/7/20	JIS C 8105-2-2	照明器具-第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	2014/12/22	
JIS C 8110	放電灯安定器（蛍光灯を除く）	2008/12/20	JIS C 8105-2-3	照明器具-第2-3部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項	2011/9/20	
JIS C 8113	投光器の性能要求事項	2015/10/20	JIS C 8105-2-5	照明器具-第2-5部：投光器に関する安全性要求事項	2017/3/21	
JIS C 8117	蛍光灯電子安定器	2008/10/20	JIS C 8105-3	照明器具-第3部：性能要求事項通則	2011/12/20	
JIS C 8131	道路照明器具	2013/11/20	JIS C 8106	施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具	2015/10/20	
JIS C 8153	LEDモジュール用制御装置-性能要求事項	2015/10/20	JIS C 8108	蛍光灯安定器	2008/7/20	
JIS C 8154	一般照明用LEDモジュール-安全仕様	2015/10/20	JIS C 8110	放電灯安定器（蛍光灯を除く）	2008/12/20	
JIS C 8155	一般照明用LEDモジュール-性能要求事項	2019/3/20	JIS C 8113	投光器の性能要求事項	2015/10/20	
JIS C 8201-1	低圧開閉装置及び制御装置-第1部：通則	2020/3/23	JIS C 8117	蛍光灯電子安定器	2008/10/20	
JIS C 8201-2-1	低圧開閉装置及び制御装置-第2-1部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）	2021/9/21	JIS C 8131	道路照明器具	2013/11/20	
JIS C 8201-2-2	低圧開閉装置及び制御装置-第2-2部：漏電遮断器	2021/9/21	JIS C 8153	LEDモジュール用制御装置-性能要求事項	2015/10/20	
JIS C 8201-4-1	低圧開閉装置及び制御装置-第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ	2020/3/23	JIS C 8154	一般照明用LEDモジュール-安全仕様	2015/10/20	
			JIS C 8155	一般照明用LEDモジュール-性能要求事項	2019/3/20	
			JIS C 8201-1	低圧開閉装置及び制御装置-第1部：通則	2020/3/23	

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和5年 3月

旧 令和4年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
JIS C 8201-5-1	圧開閉装置及び制御装置—第5部：制御回路機器及び開閉素子— 第1節 ：電気機械式制御回路機器	2010/10/20	JIS C 8201-2-1	低圧開閉装置及び制御装置—第2-1部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）	2021/9/21	
JIS C 8269-1	低電圧ヒューズ—第1部：通則	2016/4/20	JIS C 8201-2-2	低圧開閉装置及び制御装置—第2-2部：漏電遮断器	2021/9/21	
JIS C 8305	鋼製電線管	2019/3/20	JIS C 8201-4-1	低圧開閉装置及び制御装置—第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ	2020/3/23	
JIS C 8309	金属製可とう電線管	2019/3/20	JIS C 8201-5-1	低 圧開閉装置及び制御装置—第5-1部：制御回路機器及び開閉素子—電気機械式制御回路機器	2022 /10/20	
JIS C 8314	配線用筒形ヒューズ	2015/3/20	JIS C 8269-1	低電圧ヒューズ—第1部：通則	2016/4/20	
JIS C 8319	配線用栓形ヒューズ	2016/2/22	JIS C 8305	鋼製電線管	2019/3/20	
JIS C 8330	金属製電線管用の附属品	1999/4/20	JIS C 8309	金属製可とう電線管	2019/3/20	
JIS C 8340	電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	1999/4/20	JIS C 8314	配線用筒形ヒューズ	2015/3/20	
JIS C 8350	金属製可とう電線管用附属品	1999/4/20	JIS C 8319	配線用栓形ヒューズ	2016/2/22	
JIS C 8352	配線用ヒューズ通則	2015/3/20	JIS C 8330	金属製電線管用の附属品	1999/4/20	
JIS C 8360	リモコンリレー及びリモコンスイッチ	1984/3/1	JIS C 8340	電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	1999/4/20	
JIS C 8361	リモコン変圧器	1984/3/1	JIS C 8350	金属製可とう電線管用附属品	1999/4/20	
JIS C 8380	ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	2009/5/20	JIS C 8352	配線用ヒューズ通則	2015/3/20	
JIS C 8411	合成樹脂製可とう電線管	2019/3/20	JIS C 8360	リモコンリレー及びリモコンスイッチ	1984/3/1	
JIS C 8412	合成樹脂製可とう電線管用附属品	2019/3/20	JIS C 8361	リモコン変圧器	1984/3/1	
JIS C 8425	屋内配線用合成樹脂線ぴ（樋）	1984/3/1	JIS C 8380	ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	2009/5/20	
JIS C 8430	硬質ポリ塩化ビニル電線管	2019/3/20	JIS C 8411	合成樹脂製可とう電線管	2019/3/20	
JIS C 8432	硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品	2019/3/20	JIS C 8412	合成樹脂製可とう電線管用附属品	2019/3/20	
JIS C 8435	合成樹脂製ボックス及びボックスカバー	2018/2/20	JIS C 8425	屋内配線用合成樹脂線ぴ（樋）	1984/3/1	
JIS C 8480	キャビネット形分電盤	2016/1/20	JIS C 8430	硬質ポリ塩化ビニル電線管	2019/3/20	
JIS C 61810-1	電磁式エレメンタリ リレー—第1部：一般及び安全性要求事項	2020/3/23	JIS C 8432	硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品	2019/3/20	
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	2020/12/21	JIS C 8435	合成樹脂製ボックス及びボックスカバー	2022 /5/20	
JIS G 3106	溶接構造用圧延鋼材	2020/12/21	JIS C 8480	キャビネット形分電盤	2016/1/20	
JIS G 3109	PC鋼棒	2020/8/20	JIS C 61810-1	電磁式エレメンタリ リレー—第1部：一般及び安全性要求事項	2020/3/23	
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	2020/4/20	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	2022 /5/20	
JIS G 3114	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	2016/2/22	JIS G 3106	溶接構造用圧延鋼材	2022 /5/20	
JIS G 3125	高耐候性圧延鋼材	2021/3/22	JIS G 3109	PC鋼棒	2020/8/20	
JIS G 3131	熱間圧延軟鋼板及び鋼帯	2018/8/20	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	2020/4/20	
JIS G 3350	一般構造用軽量形鋼	2021/4/20	JIS G 3114	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	2022 /3/22	
JIS G 3444	一般構造用炭素鋼鋼管	2021/2/22	JIS G 3125	高耐候性圧延鋼材	2021/3/22	
JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	2019/6/20				
JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	2019/3/20				

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和5年 3月

旧 令和4年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
JIS G 3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	2020/12/21	JIS G 3131	熱間圧延軟鋼板及び鋼帯	2018/8/20	
JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管	2021/4/20	JIS G 3350	一般構造用軽量形鋼	2021/4/20	
JIS G 3466	一般構造用角形鋼管	2021/2/22	JIS G 3444	一般構造用炭素鋼鋼管	2021/2/22	
JIS G 3469	ポリエチレン被覆鋼管	2016/4/20	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	2019/6/20	
JIS G 3502	ピアノ線材	2019/11/20	JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	2019/3/20	
JIS G 3506	硬鋼線材	2017/2/20	JIS G 3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	2020/12/21	
JIS G 3525	ワイヤロープ	2013/11/20	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管	2021/4/20	
JIS G 3532	鉄線	2011/2/21	JIS G 3466	一般構造用角形鋼管	2021/2/22	
JIS G 3536	PC鋼線及びPC鋼より線	2014/2/20	JIS G 3469	ポリエチレン被覆鋼管	2016/4/20	
JIS G 3537	亜鉛めっき鋼より線	2011/9/20	JIS G 3502	ピアノ線材	2019/11/20	
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	2021/5/20	JIS G 3506	硬鋼線材	2017/2/20	
JIS G 3552	ひし形金網	2011/2/21	JIS G 3525	ワイヤロープ	2013/11/20	
JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	2021/3/22	JIS G 3532	鉄線	2011/2/21	
JIS G 4309	ステンレス鋼線	2013/2/20	JIS G 3536	PC鋼線及びPC鋼より線	2014/2/20	
JIS H 3100	銅及び銅合金の板及び条	2018/3/20	JIS G 3537	亜鉛めっき鋼より線	2011/9/20	
JIS H 4100	アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材	2015/11/20	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	2021/5/20	
JIS H 8641	溶融亜鉛めっき	2021/12/20	JIS G 3552	ひし形金網	2011/2/21	
JIS K 2208	石油アスファルト乳剤	2009/2/20	JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	2021/3/22	
JIS K 5633	エッチングプライマー	2010/5/20	JIS G 4309	ステンレス鋼線	2013/2/20	
JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管	2016/10/20	JIS H 3100	銅及び銅合金の板及び条	2018/3/20	
JIS R 5210	ポルトランドセメント	2019/3/20	JIS H 4100	アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材	2022/12/20	
JIS R 5211	高炉セメント	2019/3/20	JIS H 8641	溶融亜鉛めっき	2021/12/20	
JIS R 5212	シリカセメント	2019/3/20	JIS K 2208	石油アスファルト乳剤	2009/2/20	
JIS R 5213	フライアッシュセメント	2019/3/20	JIS K 5633	エッチングプライマー	2010/5/20	
JIS X 5150-1~2	構内情報配線システム	2016/2/22	JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管	2016/10/20	
JIS Z 1506	外装用段ボール箱	2003/9/20	JIS R 5210	ポルトランドセメント	2019/3/20	
JIS Z 3801	手溶接技術検定における試験方法及び判定基準	2018/12/20	JIS R 5211	高炉セメント	2019/3/20	
JIS Z 3841	半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準	2018/12/20	JIS R 5212	シリカセメント	2019/3/20	
JIS Z 9290-1	雷保護-第1部：一般原則	2014/12/25	JIS R 5213	フライアッシュセメント	2019/3/20	
JIS Z 9290-3	雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険	2019/6/28	JIS X 5150-1	汎用情報配線設備-第1部：一般要件	2021/05/20	
JIS Z 9290-4	雷保護-第4部：建築物内の電気及び電子システム	2016/9/20	JIS X 5150-2	汎用情報配線設備-第2部：オフィス施設	2021/05/20	
			JIS Z 1506	外装用段ボール箱	2003/9/20	
			JIS Z 3801	手溶接技術検定における試験方法及び判定基準	2018/12/20	

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和5年 3月

旧 令和4年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠																																																																																																															
<p>日本電機工業会標準規格 (JEM)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>最新改定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JEM 1038</td> <td>交流電磁接触器</td> <td>1990/5/10</td> </tr> <tr> <td>JEM 1293</td> <td>低圧限流ヒューズ通則</td> <td>1995/8/31</td> </tr> </tbody> </table> <p>日本照明工業会規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>最新改定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JEL 211</td> <td>高周波点灯専用形蛍光ランプ (一般照明用)</td> <td>2010/4/9</td> </tr> <tr> <td>JIL 1003</td> <td>照明用ポール強度計算基準</td> <td>2009/12/2</td> </tr> <tr> <td>JIL 5002</td> <td>埋込み形照明器具</td> <td>2018/9/6</td> </tr> <tr> <td>JIL 5004</td> <td>公共施設用照明器具 (2016年版)</td> <td>2018/12/18</td> </tr> <tr> <td>JIL 5501</td> <td>非常用照明器具技術基準</td> <td>2019/9/1</td> </tr> <tr> <td>JIL 5502</td> <td>誘導灯器具及び避難誘導システム用装置技術基準</td> <td>2018/3/13</td> </tr> <tr> <td>JIL 5505</td> <td>積極避難誘導システム技術基準</td> <td>1993/12/8</td> </tr> </tbody> </table> <p>電力用規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>最新改定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C-106</td> <td>6600V 屋外用ポリエチレン絶縁電線 (0E)</td> <td>1986/11</td> </tr> <tr> <td>C-107</td> <td>6600V 屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線 (0C)</td> <td>1986/11</td> </tr> </tbody> </table> <p>日本電線工業会規格 (JCS)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>最新改定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JCS 1226</td> <td>軟銅より線</td> <td>2003/7/1</td> </tr> <tr> <td>JCS 1236</td> <td>平編銅線</td> <td>2001/8/1</td> </tr> </tbody> </table>			規格番号	規格名称	最新改定年月日		JEM 1038	交流電磁接触器	1990/5/10	JEM 1293	低圧限流ヒューズ通則	1995/8/31	規格番号	規格名称	最新改定年月日	JEL 211	高周波点灯専用形蛍光ランプ (一般照明用)	2010/4/9	JIL 1003	照明用ポール強度計算基準	2009/12/2	JIL 5002	埋込み形照明器具	2018/9/6	JIL 5004	公共施設用照明器具 (2016年版)	2018/12/18	JIL 5501	非常用照明器具技術基準	2019/9/1	JIL 5502	誘導灯器具及び避難誘導システム用装置技術基準	2018/3/13	JIL 5505	積極避難誘導システム技術基準	1993/12/8	規格番号	規格名称	最新改定年月日	C-106	6600V 屋外用ポリエチレン絶縁電線 (0E)	1986/11	C-107	6600V 屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線 (0C)	1986/11	規格番号	規格名称	最新改定年月日	JCS 1226	軟銅より線	2003/7/1	JCS 1236	平編銅線	2001/8/1	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>JIS Z 3841</td> <td>半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準</td> <td>2018/12/20</td> </tr> <tr> <td>JIS Z 9290-1</td> <td>雷保護-第1部: 一般原則</td> <td>2014/12/25</td> </tr> <tr> <td>JIS Z 9290-3</td> <td>雷保護-第3部: 建築物等への物的損傷及び人命の危険</td> <td>2019/6/28</td> </tr> <tr> <td>JIS Z 9290-4</td> <td>雷保護-第4部: 建築物内の電気及び電子システム</td> <td>2016/9/20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>日本照明工業会規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>最新改定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JEL 211</td> <td>高周波点灯専用形蛍光ランプ (一般照明用)</td> <td>2010/4/9</td> </tr> <tr> <td>JIL 1003</td> <td>照明用ポール強度計算基準</td> <td>2009/12/2</td> </tr> <tr> <td>JIL 5002</td> <td>埋込み形照明器具</td> <td>2018/9/6</td> </tr> <tr> <td>JIL 5004</td> <td>公共施設用照明器具 (2021年版)</td> <td>2021/12/1</td> </tr> <tr> <td>JIL 5501</td> <td>非常用照明器具技術基準</td> <td>2019/9/1</td> </tr> <tr> <td>JIL 5502</td> <td>誘導灯器具及び避難誘導システム用装置技術基準</td> <td>2018/3/13</td> </tr> <tr> <td>JIL 5505</td> <td>積極避難誘導システム技術基準</td> <td>1993/12/8</td> </tr> </tbody> </table> <p>電力用規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>最新改定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C-106</td> <td>6600V 屋外用ポリエチレン絶縁電線 (0E)</td> <td>1986/11</td> </tr> <tr> <td>C-107</td> <td>6600V 屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線 (0C)</td> <td>1986/11</td> </tr> </tbody> </table> <p>日本電線工業会規格 (JCS)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>最新改定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JCS 1226</td> <td>軟銅より線</td> <td>2003/7/1</td> </tr> <tr> <td>JCS 1236</td> <td>平編銅線</td> <td>2001/8/1</td> </tr> <tr> <td>JCS 3140</td> <td>600V ポリエチレン絶縁電線</td> <td>2002/9/1</td> </tr> </tbody> </table>			JIS Z 3841	半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準	2018/12/20	JIS Z 9290-1	雷保護-第1部: 一般原則	2014/12/25	JIS Z 9290-3	雷保護-第3部: 建築物等への物的損傷及び人命の危険	2019/6/28	JIS Z 9290-4	雷保護-第4部: 建築物内の電気及び電子システム	2016/9/20				規格番号	規格名称	最新改定年月日	JEL 211	高周波点灯専用形蛍光ランプ (一般照明用)	2010/4/9	JIL 1003	照明用ポール強度計算基準	2009/12/2	JIL 5002	埋込み形照明器具	2018/9/6	JIL 5004	公共施設用照明器具 (2021 年版)	2021/12/1	JIL 5501	非常用照明器具技術基準	2019/9/1	JIL 5502	誘導灯器具及び避難誘導システム用装置技術基準	2018/3/13	JIL 5505	積極避難誘導システム技術基準	1993/12/8	規格番号	規格名称	最新改定年月日	C-106	6600V 屋外用ポリエチレン絶縁電線 (0E)	1986/11	C-107	6600V 屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線 (0C)	1986/11	規格番号	規格名称	最新改定年月日	JCS 1226	軟銅より線	2003/7/1	JCS 1236	平編銅線	2001/8/1	JCS 3140	600V ポリエチレン絶縁電線	2002/9/1
規格番号	規格名称	最新改定年月日																																																																																																																			
JEM 1038	交流電磁接触器	1990/5/10																																																																																																																			
JEM 1293	低圧限流ヒューズ通則	1995/8/31																																																																																																																			
規格番号	規格名称	最新改定年月日																																																																																																																			
JEL 211	高周波点灯専用形蛍光ランプ (一般照明用)	2010/4/9																																																																																																																			
JIL 1003	照明用ポール強度計算基準	2009/12/2																																																																																																																			
JIL 5002	埋込み形照明器具	2018/9/6																																																																																																																			
JIL 5004	公共施設用照明器具 (2016年版)	2018/12/18																																																																																																																			
JIL 5501	非常用照明器具技術基準	2019/9/1																																																																																																																			
JIL 5502	誘導灯器具及び避難誘導システム用装置技術基準	2018/3/13																																																																																																																			
JIL 5505	積極避難誘導システム技術基準	1993/12/8																																																																																																																			
規格番号	規格名称	最新改定年月日																																																																																																																			
C-106	6600V 屋外用ポリエチレン絶縁電線 (0E)	1986/11																																																																																																																			
C-107	6600V 屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線 (0C)	1986/11																																																																																																																			
規格番号	規格名称	最新改定年月日																																																																																																																			
JCS 1226	軟銅より線	2003/7/1																																																																																																																			
JCS 1236	平編銅線	2001/8/1																																																																																																																			
JIS Z 3841	半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準	2018/12/20																																																																																																																			
JIS Z 9290-1	雷保護-第1部: 一般原則	2014/12/25																																																																																																																			
JIS Z 9290-3	雷保護-第3部: 建築物等への物的損傷及び人命の危険	2019/6/28																																																																																																																			
JIS Z 9290-4	雷保護-第4部: 建築物内の電気及び電子システム	2016/9/20																																																																																																																			
規格番号	規格名称	最新改定年月日																																																																																																																			
JEL 211	高周波点灯専用形蛍光ランプ (一般照明用)	2010/4/9																																																																																																																			
JIL 1003	照明用ポール強度計算基準	2009/12/2																																																																																																																			
JIL 5002	埋込み形照明器具	2018/9/6																																																																																																																			
JIL 5004	公共施設用照明器具 (2021 年版)	2021/12/1																																																																																																																			
JIL 5501	非常用照明器具技術基準	2019/9/1																																																																																																																			
JIL 5502	誘導灯器具及び避難誘導システム用装置技術基準	2018/3/13																																																																																																																			
JIL 5505	積極避難誘導システム技術基準	1993/12/8																																																																																																																			
規格番号	規格名称	最新改定年月日																																																																																																																			
C-106	6600V 屋外用ポリエチレン絶縁電線 (0E)	1986/11																																																																																																																			
C-107	6600V 屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線 (0C)	1986/11																																																																																																																			
規格番号	規格名称	最新改定年月日																																																																																																																			
JCS 1226	軟銅より線	2003/7/1																																																																																																																			
JCS 1236	平編銅線	2001/8/1																																																																																																																			
JCS 3140	600V ポリエチレン絶縁電線	2002/9/1																																																																																																																			

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

令和5年 3月

旧 令和4年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠	
JCS 3140	600V ポリエチレン絶縁電線	2002/9/1	JCS 4258	制御用ケーブル（遮へい付）（CVV-S）	2003/9/1		
JCS 4258	制御用ケーブル（遮へい付）（CVV-S）	2003/9/1	JCS 4271	マイクロホン用ビニルコード	2003/3		
JCS 4271	マイクロホン用ビニルコード	2003/3	JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケーブル	2014/7/2		
JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケーブル	2014/7/2	JCS 5224	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	2019/3/1		
JCS 5224	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	2019/3/1	JCS 5287	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	2022/12/15		
JCS 5287	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	2016/12/15	JCS 5402	着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	2019/3/1		
JCS 5402	着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	2019/3/1	JCS 5504	電子ボタン電話用ケーブル	2022/12/15		
JCS 5504	電子ボタン電話用ケーブル	2011/12/15	JCS 9068	屋内用通信電線（TIEV）	2019/3/27		
JCS 9068	屋内用通信電線（TIEV）	2014/3/27	JCS 9069	屋内用通信電線（TOEV-SS）	2019/3/1		
JCS 9069	屋内用通信電線（TOEV-SS）	2019/3/1	JCS 9070	通信用構内ケーブル（TKEV）	2019/6/28		
JCS 9070	通信用構内ケーブル（TKEV）	2019/6/28	JCS 9071	屋内用ボタン電話ケーブル（BTIEV）	2019/3/27		
JCS 9071	屋内用ボタン電話ケーブル（BTIEV）	2014/3/27	JCS 9072	着色識別星形ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	2019/3/1		
JCS 9072	着色識別星形ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	2019/3/1	JCS 9073	SD ワイヤ	2019/10/31		
JCS 9073	SD ワイヤ	2019/10/31	【備考】 1) この付表は、電気通信設備工事共通仕様書で引用されている規格をまとめたものです。 2) 電力用規格は、（一般社団法人）日本電気協会の電力用規格（電気事業連合会編）を示しています。				
【備考】 1) この付表は、電気通信設備工事共通仕様書で引用されている規格をまとめたものです。 2) 電力用規格は、（一般社団法人）日本電気協会の電力用規							